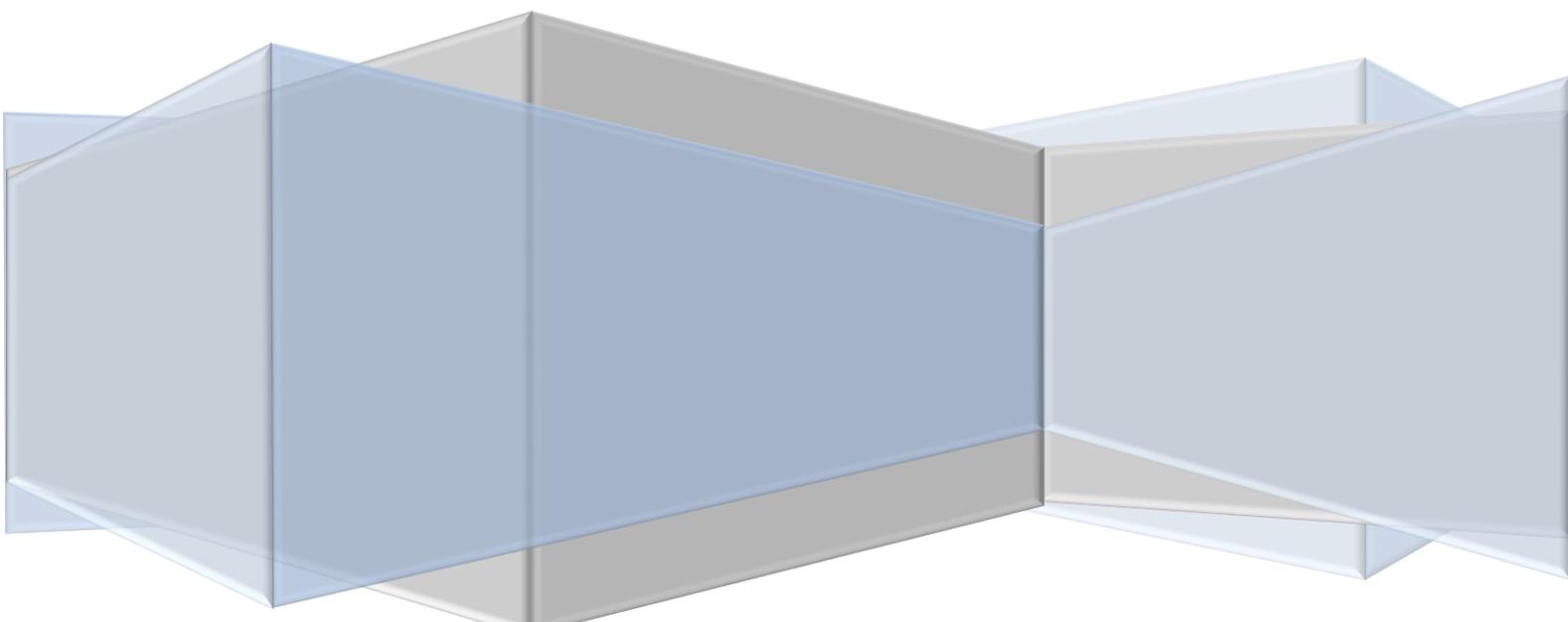


# 年金制度のポイント

平成 26 年度





## 平成 25 年度「わたしと年金」エッセイ 最優秀賞作品

徳島県 山田様 (中学生 男性)

昨年六月、我が家に突然悲劇が起こった。父が心筋こうそくで突然僕達家族の前から姿を消した。姉にたたき起こされ、病院に駆けつけた時、父は救急外来のベッドの上で、眠るように横になっていた。皮肉にも、この救急病棟は、設計士をしていた父が設計・監理をしたと後で母に聞いた。

父は仕事が好きだった。仕事に誇りを持ち、いつも熱心に取り組んでいた。平日は、事務所や現場で一日のほとんどを過ごしていた。夕飯を一緒に食べることをほとんどなかった。父は、僕達兄弟にとって、とても偉大な父だった。サッカーを教えてくれた。スキーも水泳も教えてくれた。また、ギターやドラムも教えてくれた。ゲームも一緒に楽しんだ。今、僕にとって楽しいことは全て父に教わったように思う。

父が亡くなった後も、僕は以前と変わらぬ生活をしている。今でも父は事務所で仕事をしているように思っている。ただ、朝夕仏壇の父に手を合わせ、返事が返ってこない父に向かって一日の報告をしていると、父が遠くにいつてしまった事を改めて感じる。

父が亡くなり数日が過ぎた。中学校入学時に買ってもらったスパイクのポイントがなくなってしまった。新しいスパイクが欲しかったが、母に言い出せずに、ただインターネットでスパイクを探していた。兄も同じだった。そんな僕達の姿に母が気づいてしまった。

「スパイク買わないかな。」

母の言葉に

「まだいける。」

と声をそろえて僕達は答えた。

「お母さん一人じゃないけん。パパやってちゃんと元気な時ほどじゃないけど、給料もらいよるけん。」

母の言葉に、僕達兄弟は驚いた。父は今いない。もちろん仕事はしていない。そんな、父が給料をもらっている。意味が分からずに、ただぼかんと母の顔を見た。母が続けた。

「二十歳になると、年金に加入するんよ。毎月年金を納めるんよ。元気に働いて、六十五歳になったら、年金は受給できるんよ。パパみたいな人にも、遺族年金を支給してくれるんよ。だから、それがパパの給料よ。パパが、一生懸命に働いて、年金を納めていたからくれるんよ。」

父は今、僕達の前にはいない。父の声は聞こえない。まだまだ父と色々な事がしたかった。色々な事を教えてほしかった。楽しい時間をもっともっと一緒に過ごしたかった。全ては叶わぬことだけど、父は今でも僕達の心の中にいる。偉大な父は、自慢の父は、年金というシステムで、形を変えて僕達の生活を支えてくれている。見守ってくれている。僕達は、今も父と一緒に過ごしていると思っている。

このエッセイは、日本年金機構が毎年募集・実施しているものです。

## はじめに

「年金」というと、皆さんはどのようなイメージをお持ちですか。老後を安心して迎えるために必要不可欠なもの、一方で制度が複雑で分かりにくいものと、さまざまな印象をお持ちではないでしょうか。

年金制度とは、高齢期に達するなど要件を満たした方に対して、定期的に一定の金額を給付する仕組みのことです。制度の性格によって、国民に加入義務があり、国が運営する「公的年金」と、個人や企業の選択で加入する「私的年金」に分かれます。

このパンフレットは、公的年金制度を中心に、皆さんが年金制度と関わる場面に着目して、ポイントを分かりやすく解説したものです。皆さんの年金制度についての理解を深めていただければ幸いです。

## 目次

よく分かる年金制度の全体像	P.3
<b>1. 保険料を納める</b>	
1 公的年金制度に加入する	P.6
2 公的年金の保険料の納め方	P.7
3 国民年金の保険料が納められない場合	P.7
4 仕事を続けながら出産・子育てをする場合	P.9
<b>2. 年金を受け取る</b>	
1 高齢になったとき	P.10
2 障害を負ったとき	P.14
3 一家の大黒柱が亡くなったとき	P.16
4 その他の給付を受け取れるとき	P.18
5 特例水準の解消	P.20
<b>3. 外国で生活する</b>	
1 企業から外国に派遣される時	P.21
2 外国で国民年金に任意加入するとき	P.22
<b>4. 企業年金などに加入する</b>	
1 企業年金などの種類	P.23
2 企業年金制度の概況	P.24
3 国民年金基金の概況	P.26
<b>5. 公的年金の財政</b>	
1 公的年金の財政の仕組み	P.28
2 年金積立金の運用	P.31
<b>参考資料（公的年金の歴史・データ集）</b>	P.33

# よく分かる年金制度の全体像

## なぜ公的年金制度は必要なのでしょう

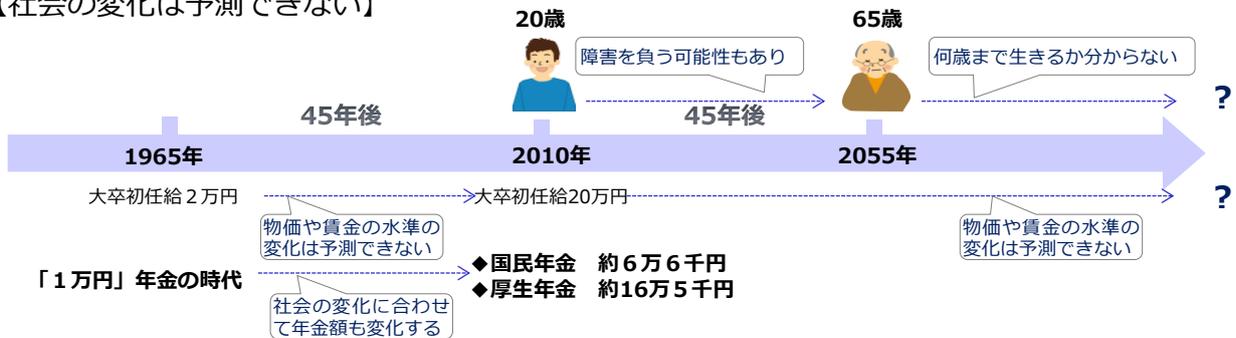
私たちの人生には、自分や家族が年を取ったり、重い障害を負ったり、死亡したりなど、さまざまな要因で、自立した生活が困難になるリスクがあります。こうした生活上のリスクは、予測することができないため、個人だけで備えるには限界があります。そこで、これらに備える仕組みが、公的年金制度です。公的年金制度は、あらかじめ保険料を納めることで、必要なときに給付を受けることができる社会保険です。

もし、公的年金制度がなかったら、私たちは、親の老後を仕送りなどで支えたり、自分自身の老後に自分だけで備えたりする必要があります。しかし、自分が何歳まで生きられるのか、長い人生の間に、経済の状況や社会の在り方がどう変化していくのかは予測できません。

個人や家族だけで対応しようとしても、必要な額の貯蓄ができなかったり、貯蓄のために必要以上に生活を切り詰めたり、家族や子どもに頼ることができなくなったりすることも起こるでしょう。これらに対しては、社会全体で対応した方が確実に効率的です。世代を超えて支え合うことで、その時々々の経済や社会の状況に応じた給付を実現することができます。

このように、公的年金制度は、予測することができない将来のリスクに対して、社会全体であらかじめ備え、生涯を通じた保障を実現するために必要なものです。

### 【社会の変化は予測できない】



### 【昔と今の物価の比較】

		1965年	→	2010年	
鶏肉	100g	71.8円	→	129円	1.8倍
牛乳(瓶)	1本	20円	→	114円	5.7倍
うどん	1杯	53.7円	→	595円	11.1倍
カレーライス	1皿	105円	→	742円	7.1倍
コーヒー(喫茶店)	1杯	71.5円	→	411円	5.7倍
タクシー代	初乗	100円	→	710円	7.1倍
はがき	1通	5円	→	50円	10.0倍
ノートブック	1冊	30円	→	144円	4.8倍

(出典) 小売物価統計調査

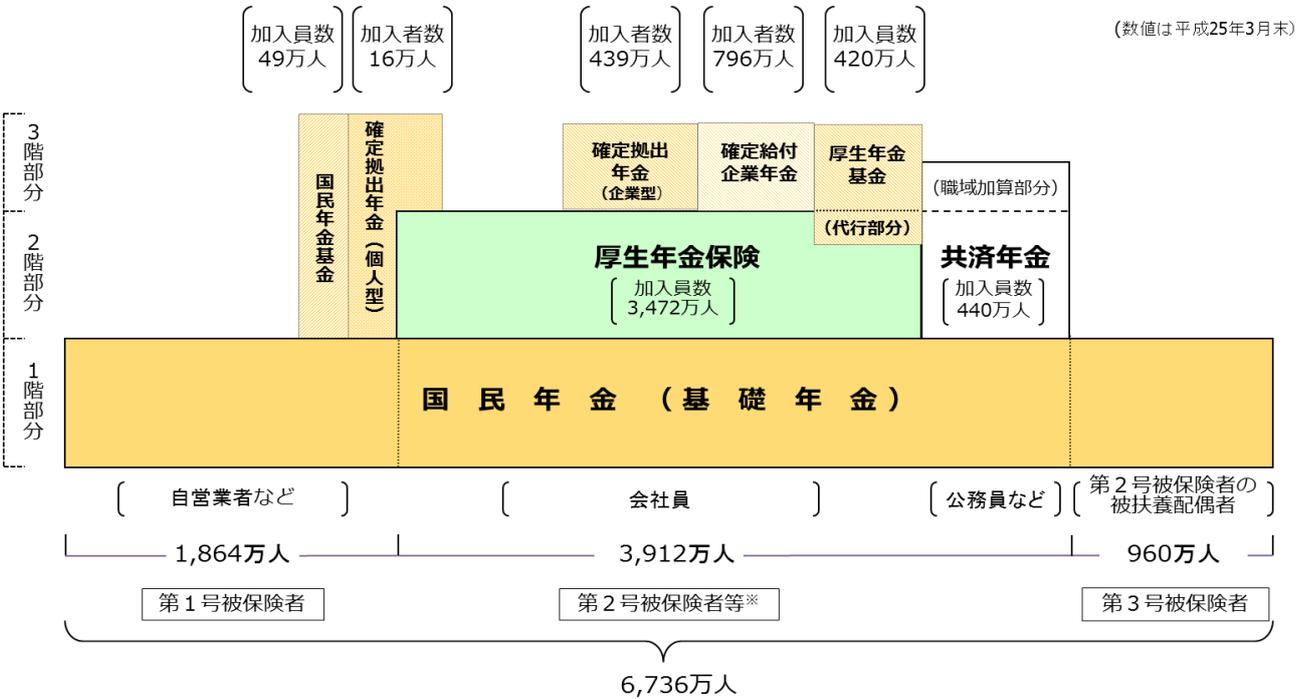
# 年金制度の仕組み

公的年金制度は、いま働いている世代（現役世代）が支払った保険料を仕送りのように高齢者などの年金給付に充てるといふ「世代と世代の支え合い」といふ考え方（これを賦課方式といひます）を基本とした財政方式で運営されています（保険料収入以外にも、年金積立金や税金が年金給付に充てられています）。[→ [5. 公的年金の財政 P.28](#)]

日本の公的年金制度は、「国民皆年金」といふ特徴を持っており、20 歳以上の全ての人が共通して加入する国民年金と、会社員が加入する厚生年金などによる、いわゆる「2 階建て」と呼ばれる構造になっています。

また、公的年金と別に保険料を納め、公的年金に上乘せして給付を行う企業年金は、いわば「3 階部分」として、国民の自主的な努力によって高齢期の所得保障を充実させる役割を果たしています。[→ [4. 企業年金などに加入する P.23](#)]

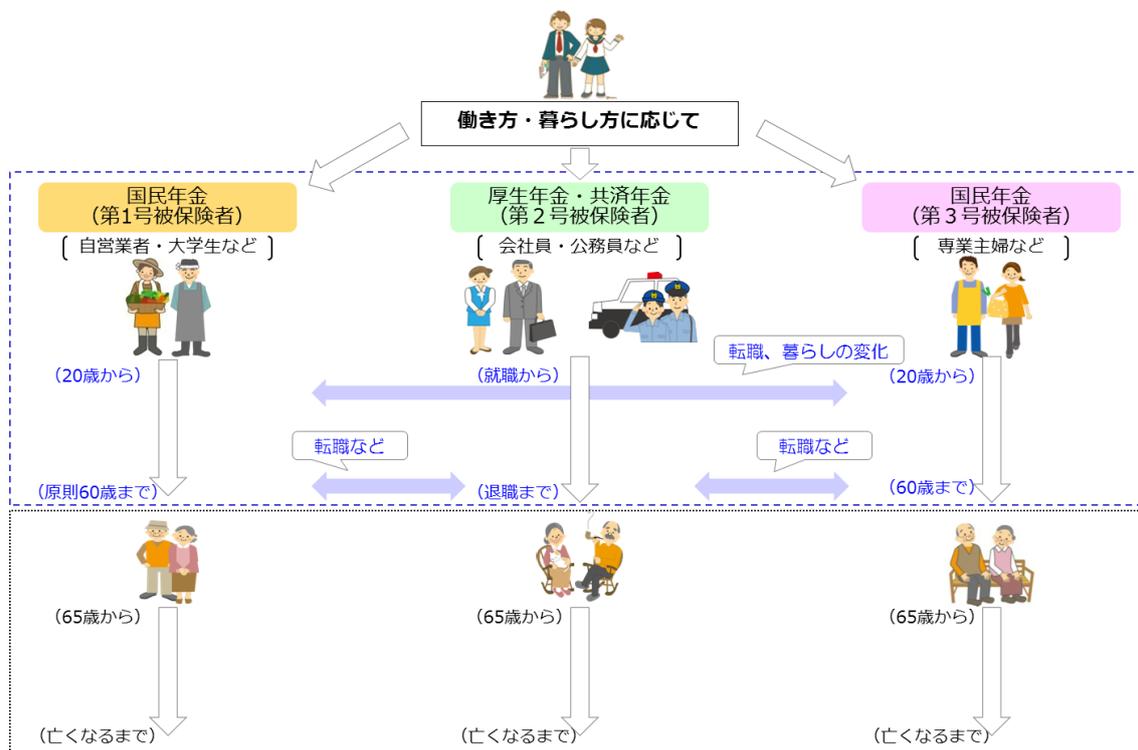
## 【年金制度の仕組み】



※ 第2号被保険者等とは、被用者年金被保険者のことをいふ（第2号被保険者のほか、65 歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

自営業者など国民年金のみに加入している人は、毎月“定額”の保険料を自分で納め、会社員や公務員で厚生年金や共済年金に加入している人は、毎月“定率”の保険料を会社と折半で負担し、保険料は毎月の給料から天引きされます。専業主婦など扶養されている人は、厚生年金制度などで保険料を負担しているため、個人としては保険料を負担する必要はありません。[→ [1. 保険料を納める P.6](#)]

## 【働き方・暮らし別の公的年金の保障】



老後には、全ての方が老齢基礎年金を、厚生年金などに加入していた人は、それに加えて、老齢厚生年金などを受け取ることができます。また、老後だけでなく、重い障害を負ったときの障害年金や、一家の大黒柱が亡くなったときに残された家族に支給される遺族年金があります。[→ [2. 年金を受け取る P.10](#)]

## 【公的年金の給付の種類】

	基 礎	厚 生
老 齢	<b>老齢基礎年金</b> 保険料納付済期間などに応じた額	<b>老齢厚生年金</b> 保険料納付済期間・賃金※ <sup>1</sup> に応じた額
障 害	<b>障害基礎年金</b> 障害等級※ <sup>2</sup> に応じた額 (子どもがいる場合には加算がある)	<b>障害厚生年金</b> 賃金※ <sup>1</sup> ・加入期間・障害等級※ <sup>2</sup> に応じた額 (配偶者がいる場合には加算がある)
遺 族	<b>遺族基礎年金</b> 老齢基礎年金の満額に子どもの数に応じて加算した額	<b>遺族厚生年金</b> 亡くなった方の老齢厚生年金の4分の3の額

※1 賃金とは、正確には「平均標準報酬額」といい、厚生年金などへの加入期間中の給与と賞与（ボーナス）の平均額のことをいう。

※2 障害等級は、基礎年金と厚生年金で共通。障害厚生年金（2級以上）受給者は、同時に障害基礎年金を受給できる。

（注）基礎年金は全国民が共通して受け取るが、厚生年金は会社員など厚生年金に加入している人が受け取る。公務員など共済年金に加入している人は、厚生年金ではなく共済年金を受け取る。

企業で働いている人が海外に派遣される場合には、日本の公的年金制度と海外の制度に二重に加入しなければならない場合があります。海外で働く日本人や海外から働きに来る外国人が働きやすい環境を整えるため、両国の公的年金制度に二重加入することを防止するとともに、加入期間を通算できるようにする取り組みも進めています。[→ [3. 外国で生活する P.21](#)]

# 1. 保険料を納める

日本の公的年金制度では、原則として、日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は全員、公的年金制度に加入する必要があります（これを「国民皆年金」といいます）。保険料を納める方法は、公的年金制度の加入方法によって異なります。また、経済的な理由などにより、国民年金保険料を納めることが困難な場合には、保険料の納付を免除する制度などがあります。

この章では、「保険料を納める」ことについて、具体的に説明します。

## 1 公的年金制度に加入する

70歳未満の会社員（厚生年金の適用事業所で働いている人）（注1）は、厚生年金に加入します（加入した人を被保険者といいます）。また、国・地方公共団体の公務員や私立学校の教職員は、共済組合の組合員などになります（注2）。これら会社や国・自治体、学校などに雇われている人（被用者）は、原則として、厚生年金または共済年金（これらを被用者年金といいます）に加入すると同時に、国民年金の第2号被保険者になります。

被用者年金加入者の配偶者で扶養されている（年収が130万未満であって、かつ、配偶者の年収の2分の1未満である）20歳以上60歳未満の人は、国民年金の第3号被保険者となります。

これら以外の自営業者、農林漁業者などは、20歳以上60歳未満の人はすべて国民年金の第1号被保険者となります。

職業	加入制度	保険料
自営業者、農業者、学生など（20歳以上60歳未満で下記以外の人）	国民年金 【第1号被保険者】	15,250円（月額）※1
被用者	厚生年金適用事業所に雇用される70歳未満の人（会社員など）	国民年金 【第2号被保険者】※2 厚生年金 月収の17.120%（労使折半。本人負担は月収の8.560%）※3
	公務員 私立学校教職員	国民年金 【第2号被保険者】※2 共済年金 公務員共済 月収の16.570% ※3 私学共済 月収の13.646% ※3 （労使折半）
専業主婦（夫）など（被用者の配偶者であって扶養されている人）	国民年金 【第3号被保険者】	保険料負担の必要はない。（配偶者が加入する被用者年金制度が負担）

※1 毎年度、平成16年度の賃金水準を基準として280円ずつ、平成29年度に16,900円まで引き上げられる。実際の保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定める。

※2 65歳以上で老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する人は、厚生年金の被保険者になるが、国民年金の第2号被保険者にはならない。

※3 毎年9月に0.354%ずつ平成29年度に18.3%となるまで引き上げられる。

（注1）短時間労働者は、現在、所定労働時間が正規雇用の労働者のおおむね4分の3以上の場合は、厚生年金に加入する。平成28年10月以降は、所定労働時間が正規雇用の労働者の4分の3に満たない短時間労働者でも、週の所定時間が20時間以上で月額賃金が8.8万円以上など一定の条件を満たす場合には、厚生年金に加入することになる。

（注2）平成27年10月以降、公務員なども厚生年金に加入することになる。

## 2 公的年金の保険料の納め方

自営業者など第1号被保険者は、毎月一定額(平成26年度は15,250円)の保険料を自分で納めます。

会社員など第2号被保険者は、給与や賞与(注)に、定められた保険料率(平成25年9月～26年8月は17.120%)で計算した額を会社と折半で負担します。厚生年金の保険料は、会社側に納める義務があり、会社は従業員に支払う給与などから、本人負担分の保険料を天引き(源泉徴収)し、会社負担分と合わせて納めます。

国民年金・厚生年金の保険料は、平成16年の制度改正により、毎年段階的に引き上げられた後、平成29年度に上限〔国民年金保険料額：16,900円(平成16年価格) 厚生年金保険料率：18.3%〕に達して、以後は固定されることになっています。

専業主婦(主夫)など第3号被保険者は、自ら保険料を納める必要はありません。第3号被保険者の配偶者が負担した保険料は、夫婦で共同して負担したものであるという考え方から、第3号被保険者に将来支払われる基礎年金の費用は、被用者年金制度からの拠出金で賄われます。

(注) 保険料を計算する際には、実際の給与・賞与を基に定める標準報酬月額・標準賞与額を使う。標準報酬月額は、原則として、4～6月の3カ月の平均給与を基に毎年9月に改定する。

### ■ 国民年金保険料の後納制度

国民年金の保険料は納付期限から2年を経過した場合、時効によって納付することができなくなりますが、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの間に限り、厚生労働大臣の承認を受けたうえで、時効により納付できなかった期間の保険料を納付することができます。

- ・ 対象保険料： 2年間の徴収時効が経過した国民年金保険料  
(強制加入期間中の未納期間、任意加入中の未納期間が対象)
- ・ 対象者： 過去に未納期間のある人(受給権者を除く)
- ・ 対象期間： 過去10年以内の未納期間
- ・ 保険料額： 当時の保険料額に、前年に発行された10年国債の表面利率の平均などを基礎とした率を加算した額

## 3 国民年金の保険料が納められない場合

国民年金の第1号被保険者の中には、失業して所得がない人など経済的な理由で一時的に保険料を納められない人もいます。そのため、国民年金制度では保険料免除などの仕組みを設けています。

○ 保険料の申請免除

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、市区町村へ申請することにより、保険料の全額または一部（4分の3・半額・4分の1）の納付が免除されます。

ただし、老齢基礎年金の受給額は、「納付した保険料分」と「国庫負担分」により計算されるため、申請により保険料を免除されると、将来受け取る老齢基礎年金の額が減額されます。免除された保険料は、10年以内であれば追納することができ、追納した場合は納めた期間として、計算されます。

【免除の対象となる所得の目安（平成26年度）】

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯 (夫婦・子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

○ 保険料の法定免除

次のような事由に該当する人は、市区町村へ届け出れば保険料が免除されます。

- ① 障害基礎年金の受給権者
- ② 生活保護法による生活扶助を受けている人
- ③ ハンセン病療養所などに入所している人

保険料の法定免除も保険料の申請免除と同様、将来受け取る老齢基礎年金の額が減額されます（減額は、全額免除と同様の計算で行われます）。また、免除された保険料は、申請免除と同様に10年以内であれば、追納することができます。

さらに、一般的に所得が低い学生や学生でない若年者で就職が困難であったり、失業中であつたりするなどの理由で所得が低い人について、家族の所得にかかわらず、国民年金保険料の納付を猶予する制度もあります。国民年金保険料の納付が猶予された期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）には反映されますが、年金額の計算には反映されません。なお、猶予された保険料は、10年以内であれば追納が可能です。

○ 学生納付特例制度

学生（学校教育法に規定する大学・大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学する人）で、本人の所得が一定額以下の場合に、在学中の保険料の納付が猶予されます。

所得の基準（申請者本人のみ）[平成26年度]

118万円 + 扶養家族などの数 × 38万円 + 社会保険料控除など

○ 若年者納付猶予制度

30歳未満の第1号被保険者について、同居している世帯主の所得にかかわらず本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます（平成37年6月までの措置）。

所得の基準（申請者本人と配偶者）[平成26年度]

$(扶養親族などの数 + 1) \times 35万円 + 22万円$

## 4 仕事を続けながら出産・子育てをする場合

仕事を続けながら、出産・子育てをする人を支援するために、産休期間中の人や育児休業などを取得した人に対して、厚生年金上の特例措置を設けています。

○ 産休期間中の厚生年金保険料の特例（平成26年4月1日から）

1. 産前産後の休業期間中の保険料免除

出産日の42日以前（多胎妊娠の場合は98日前）から出産日の56日後までの産前産後の休業について、休業を開始した月から終了した月（終了日の翌日の月）の前月までの厚生年金保険料が免除されます。この期間は、保険料を納めた期間とみなされ、将来受け取る老齢厚生年金の額に反映されます。

2. 産前産後休業などを終了した際の標準報酬月額の変更の特例

産前産後休業を終了した人が、職場復帰した場合は、その後の3カ月間の給与の平均額で標準報酬月額を改定し、これに基づいて保険料を計算します。職場復帰せず、そのまま育児休業などに入った場合には、育児休業などが終了してから改定します。

（注）平成26年4月1日以前に、産前産後休業を開始した人は、平成26年4月1日に産前産後休業を開始したものとみなす。

○ 育児期間中の厚生年金保険料の特例

1. 育児休業などの期間中の保険料免除

子どもが3歳になるまでの間の育児休業などについて、休業を開始した月から終了した月（終了日の翌日の月）の前月までの厚生年金保険料が免除されます。この期間は、保険料を納めた期間とみなされます。

2. 育児休業などを終了した際の標準報酬月額の変更の特例

育児休業などを終了した人が、3歳未満の子どもを養育しながら職場復帰した場合は、その後の3カ月間の給与の平均額で標準報酬月額を改定し、これに基づいて保険料を計算します。

3. 3歳未満の子どもの養育期間における標準報酬月額のみなし措置

3歳未満の子どもを養育する期間中の標準報酬月額が、子どもを養育する前の標準報酬月額を下回る場合には、以前の標準報酬月額がその期間における標準報酬月額とみなされて、将来受け取る老齢厚生年金の額が計算されます。

## 2. 年金を受け取る

公的年金は、高齢になって働けなくなったときや重い障害を負ったとき、一家の大黒柱が亡くなったときなどに、本人や残された家族に対して年金を支給することで生活を保障します。年金を受け取るためには、保険料を納めるなど一定の要件を満たしている必要があります。

この章では、「年金を受け取る」ことについて、具体的に説明します。

### 1. 高齢になったとき

高齢になり、会社を退職するなどして所得が低くなったときの生活の支えとなるのが、老齢基礎年金と老齢厚生年金です。年金額は、保険料を納めた期間などによって決まります。

#### 【老齢基礎年金】

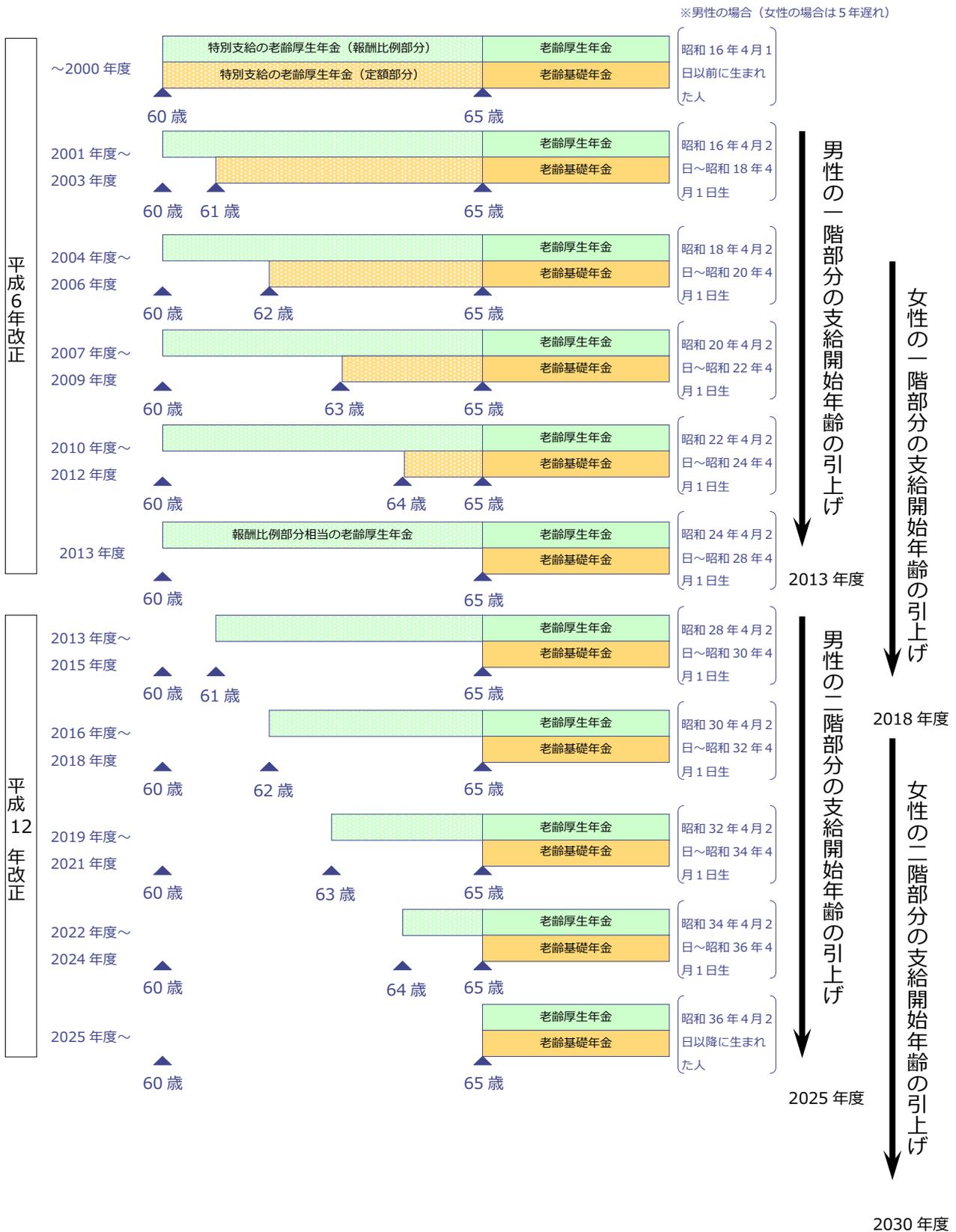
<b>支給要件</b>	<p>① <b>受給資格期間</b>（年金を受け取るために必要な期間）          保険料を納めた期間と保険料を免除された期間*が合わせて25年以上あること。          ※ 昭和61年3月31日以前に、強制加入期間とされていなかった期間などいわゆる「合算対象期間」を含む。          （注）消費税が10%に引き上げられる平成27年10月から、受給資格期間を現在の25年から10年に短縮。</p> <p>② <b>支給開始年齢</b>          65歳（60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給を請求することも可能）。</p>
<b>年金額（平成26年度）</b>	<p style="text-align: center;"><b>保険料を納めた月数 + [保険料を免除された月数 × (1/2 ~ 7/8)]</b> (注1)</p> <p>■ <b>年金額 = 満額 × <math>\frac{\text{保険料を納めた月数} + [\text{保険料を免除された月数} \times (1/2 \sim 7/8)]}{480}</math></b> (40年(注2) × 12カ月)</p> <p>■ <b>平成26年度の満額 = 772,800円</b> (480カ月 (40年 × 12カ月) 保険料を納めた場合。年金額は、前年の物価や過去の賃金に応じて毎年4月に改定)</p> <p>(注1) 保険料を免除された期間がある人は、免除の種類と基礎年金の国庫負担割合に応じて計算式が変わる。学生納付特例や若年者納付猶予を利用した期間は、保険料を追納しないと年金額には反映されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料全額免除月数 × 1/2 (平成21年4月以前の期間は1/3)</li> <li>・ 保険料3/4免除月数 × 5/8 (同1/2)</li> <li>・ 保険料半額免除月数 × 3/4 (同2/3)</li> <li>・ 保険料1/4免除月数 × 7/8 (同5/6)</li> </ul> <p>例えば、平成21年以降に20年間保険料を納付し、10年間全額免除、10年間半額免除を受けた人は、          満額 × (20年 × 12カ月 + 10年 × 12カ月 × 1/2 + 10年 × 12カ月 × 3/4) / 480月 = 満額 × 390月 / 480月 として計算          (最終的な年金額は、100円未満の端数を四捨五入する)。</p> <p>(注2) 昭和16年4月1日以前生まれの人は、生年月日に応じて短縮。</p> <p>■ <b>繰上げ請求・繰下げ請求</b> (昭和16年4月2日以後生まれの人 (月単位))</p> <p>繰下げ請求 (65歳以降に受給を開始する場合)          増額率 = 0.7% × 65歳到達月から繰下げ請求月の前月までの月数          (70歳まで。最大で42%増額)</p> <p>繰上げ請求 (65歳前に受給を開始する場合)          減額率 = 0.5% × 繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数          (60歳から。最大で30%減額)</p>

**【老齢厚生年金】**

<b>支 給 要 件</b>	<p>①<b>受給資格期間</b>（年金を受け取るのに必要な期間） 老齢基礎年金の受給資格を満たして、厚生年金の加入期間が1ヵ月以上あること （ただし、特別支給の老齢厚生年金は、厚生年金の加入期間が1年以上であることが必要）</p> <p>②<b>支給開始年齢</b> 65歳（60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給を請求することも可能。制度改正による経過措置として、性別・生年月日によって65歳前から特別支給の老齢厚生年金が支給される場合がある）</p>
<b>年 金 額 （ 平 成 26 年 度 ）</b>	<p>■ <b>老齢厚生年金（報酬比例部分）</b> [平均標準報酬（月）額×給付乗率×被保険者期間の月数]<sup>※1</sup> ×1.031×スライド率（0.961（注）） （注）前年の物価や過去の賃金に応じて、毎年4月に改定される指数 ※1 [(平均標準報酬月額)×(10/1000~7.5/1000)<sup>※2</sup> ×(H15.3以前の被保険者期間の月数)+(平均標準報酬額)×(7.682/1000~5.769/1000)<sup>※2</sup> ×(H15.4以降の被保険者期間の月数)]として計算。 ※2 給付乗率は生年月日によって異なる。</p> <p>■ <b>加給年金（老齢基礎年金または定額部分の特別支給の老齢厚生年金を受け取る場合に限り）</b> ○ 支給要件 ①本人の厚生年金加入期間が20年以上 ②配偶者の厚生年金加入期間が20年未満であること ③配偶者が65歳未満<sup>※3</sup>で生計維持関係にあること ④配偶者の年収が850万未満であること ・子ども（18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子、20歳未満で1級または2級の障害者）がいる場合、人数に応じて加算 ※3 配偶者が65歳になれば、配偶者自身の老齢基礎年金を受け取ることができるため。</p> <p>○ 支給額 ・配偶者 222,400円 ・第1子・第2子 222,400円 ・第3子以降 各 74,100円</p> <p>■ <b>特別支給の老齢厚生年金（特例に該当するものや生年月日によって受け取れる場合がある）</b> ○ 報酬比例部分 老齢厚生年金（報酬比例部分）と同じ計算方法 ○ 定額部分 （1,676~3,143円）<sup>※4</sup> ×（被保険者期間の月数）×スライド率（0.961） ※4 生年月日によって異なる。</p> <p>■ <b>老齢厚生年金の支給停止（在職老齢年金制度）</b> 制度発足当初、老齢厚生年金は、退職した場合に支給されるものであり、「在職」中は支給されませんでした。しかし、高齢者は低賃金の場合が多く、賃金だけでは生活が困難であるという社会状況を踏まえ、「在職」中も老齢厚生年金の一部を支給する制度（在職老齢年金制度）が導入されました。 その後、働いても年金が不利にならないようにするという観点と現役世代の負担に配慮する観点から、制度の見直しが何度か行われ、現在は、賃金（ボーナス込みの月収）に応じて、老齢厚生年金の一部または全部の支給が停止される仕組みです。なお、基礎年金は支給停止の対象とはなりません。</p> <p>○ 60歳~64歳 1 賃金と年金の合計額が28万円まで年金を全額支給 2 28万円を越えた場合、賃金が46万円までは賃金が2増えれば年金を1停止 3 賃金が46万円を超えた場合、賃金の増加分だけ年金を停止</p> <p>○ 65歳以降 1 賃金と年金の合計額が46万円まで年金を全額支給 2 46万円を越えた場合、賃金の増加2に対して、年金1を停止</p>

○ 支給開始年齢の引上げスケジュール

平成6年・平成12年の制度改正により、特別支給の老齢厚生年金の定額部分と報酬比例部分の支給開始年齢を段階的に引き上げており、男性は2025年度に、女性は2030年度に支給開始年齢が65歳へ引き上げられます（繰上げ受給や繰下げ受給は可能）。



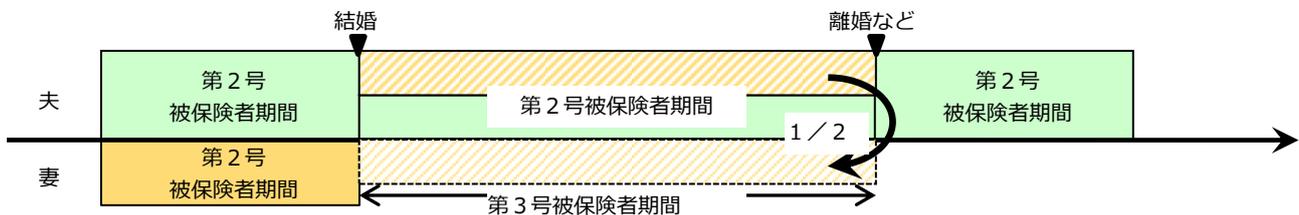
○ 離婚時の厚生年金の分割

1. 離婚した場合には、当事者の合意や裁判所の決定があれば、婚姻期間（第3号被保険者期間の分割の対象とならない共働き期間なども含む）についての厚生年金の分割を受けることができます。
2. 分割割合は、婚姻期間中に夫婦として納めた保険料納付記録の合計の2分の1が限度です。
3. 平成19年4月1日以降に成立した離婚が対象となりますが、平成19年4月1日以前の保険料納付記録も分割対象とします。

○ 第3号被保険者期間についての厚生年金の分割

1. 扶養している配偶者（第3号被保険者）のいる第2号被保険者が負担した保険料は、夫婦が共同して負担したものとされています。
2. 平成20年4月以降の扶養されていた期間は、以下の場合には、当事者の合意や裁判所の決定がなくても、配偶者の厚生年金（保険料納付記録）を2分の1に分割できます。
  - ① 夫婦が離婚した場合
  - ② 分割を適用することが必要な事情があると認める場合（配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など）

【サラリーマンの夫と専業主婦の妻が離婚した場合のイメージ】



■ 第3号被保険者制度について

夫婦世帯で収入が同じであれば、保険料負担は同額で給付も同額となっています。このことを踏まえて、第3号被保険者期間についての厚生年金の分割制度を導入しました。

夫 (収入 50 万円) 保険料 4.3 万円 年金 17.0 万円	妻 (収入 0 円) 保険料 0 円 年金 6.4 万円	夫 (収入 30 万円) 保険料 2.6 万円 年金 12.8 万円	妻 (収入 20 万円) 保険料 1.7 万円 年金 10.7 万円
世帯収入 50 万円 保険料 4.3 万円 年金 23.4 万円		世帯収入 50 万円 保険料 4.3 万円 年金 23.4 万円*	

※ 端数処理のため、合計が一致していない。

## 2. 障害を負ったとき

事故などにより重い障害を負ってしまったような場合の生活を支えるために支給されるのが、障害年金です。障害の等級によって年金額が決まります。

	障害基礎年金	障害厚生年金
支給要件	<p><b>①保険料納付要件</b></p> <p>ア) 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上であること。</p> <p>イ) 初診日が平成38年4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと (=直近1年要件の特例)。</p> <p><b>②初診日において、被保険者であるかまたは被保険者であった人であって60歳以上65歳未満の国内居住者であること</b></p> <p><b>③障害の状態</b></p> <p>障害認定日(注1)において、障害の程度が1級・2級に該当すること。 (障害認定日に1級または2級に該当しなかった場合でも、65歳に達する日の前日までの間に障害が重くなり、1級・2級に該当した時は、請求により障害基礎年金を受給できます)</p> <p>○ <b>20歳前傷病による障害基礎年金</b></p> <p>初診日において20歳未満であった人が20歳に達した日において1級・2級の障害の状態にあるとき、または、20歳に達した後に1級・2級の障害の状態となったときは、障害基礎年金が支給されます。ただし、所得制限(注2)が設けられています。</p> <p>(注2) 所得制限の目安 全額支給停止: 462.1万円 2分の1支給停止: 360.4万円</p>	<p><b>①保険料納付要件</b></p> <p>障害基礎年金と同じ。</p> <p><b>②初診日において被保険者であること</b></p> <p><b>③障害の状態</b></p> <p>障害認定日(注1)において、障害の程度が1級～3級に該当すること。</p> <p>(注1) 障害認定日とは、初診日から1年6ヵ月経過した日(その間に症状が固定した場合は、固定した日)をいう。</p>
年金額(平成26年度)	<p><b>1級 772,800円 × 1.25 + 子の加算</b></p> <p><b>2級 772,800円 + 子の加算</b></p> <p>○ 子の加算 第1子・第2子: 各222,400円 第3子以降: 各 74,100円</p>	<p><b>1級 基本額<sup>※</sup>×1.25+配偶者の加算</b></p> <p><b>2級 基本額+配偶者の加算</b></p> <p><b>3級 基本額(最低保障額 579,700円)</b></p> <p>○ 配偶者の加算・・・222,400円</p> <p>※ 基本額とは、この章において、[(平均標準報酬月額) × 7.5/1000 × (平成15年3月までの被保険者期間の月数) + (平均標準報酬額) × 5.769/1000 × (平成15年4月以後の被保険者期間の月数)] × 1.031 × 0.961のことをいう。</p> <p>(注) なお、障害厚生年金を計算する際、被保険者期間が300ヵ月 (=25年) に満たないときは300ヵ月 (=25年) とし計算する。</p>

○ 障害等級について

障害等級	障害の状態
1級	<p>他人の介助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度 の状態をいいます。</p> <p>(具体例)</p> <p>① 両眼の視力の和が0.04以下の場合 ② 両手のすべての指を失った場合 ③ 両足を足関節以上で失った場合 など</p>
2級	<p>必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、就労が できない程度の状態をいいます。</p> <p>(具体例)</p> <p>① 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下の場合 ② 片手のすべての指を失った場合 ③ 片足を足関節以上で失った場合 など</p>
3級 (障害厚生年金のみ)	<p>就労に著しい制限を受ける程度の状態をいいます。</p> <p>(具体例)</p> <p>① 両目の視力が0.1以下に低下した場合 ② 片手の3大関節のうち、2関節に著しい障害を残す場合 ③ 片足の3大関節のうち、2関節に著しい障害を残す場合 など</p>

○ 基礎年金と厚生年金の併給

受給権者が65歳未満のときは、同一の支給事由による年金（障害基礎年金と障害厚生年金など）しか同時に受給できません。しかし、受給権者が65歳以上のときは、下の図表のように異なる支給事由による年金を受給することができます。

厚生年金 国民年金	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
老齢基礎年金	○	×	○
障害基礎年金	○	○	○
遺族基礎年金	×	×	○

(注) ○：併給可能な組み合わせ ×：併給できないもの

### 3. 一家の大黒柱が亡くなったとき

一家の大黒柱が亡くなったときに、残された家族の生活の安定のために支給されるのが、遺族年金です。年金額は、遺族基礎年金が定額であるのに対し、遺族厚生年金は亡くなった方の保険料を納めた期間などによって決まります。

	遺族基礎年金	遺族厚生年金
支給要件	<p>① 次の要件のいずれかに該当すること</p> <p>ア) 短期要件 被保険者が死亡したとき、または被保険者であったことがある60歳以上65歳未満の人で国内に住所を有する人が死亡したとき。</p> <p>イ) 長期要件 老齢基礎年金の受給権者または受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。</p> <p>② 保険料納付要件 短期要件の場合は、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が3分の2以上であること（ただし、障害基礎年金と同様の直近1年要件の特例がある）。</p> <p>③ 遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた次の人に支給されます。                      ① 子のある配偶者                      ② 子<sup>(注)</sup></p> <p>(注) 子に対する遺族基礎年金・遺族厚生年金は、配偶者が遺族基礎年金・遺族厚生年金の受給権を有する期間、支給を停止する。</p>	<p>① 次の要件のいずれかに該当すること</p> <p>ア) 短期要件                      ① 被保険者が死亡したとき。                      ② 被保険者期間中に初診日のある傷病によって初診日から5年以内に死亡したとき。                      ③ 1級または2級の障害厚生年金受給権者が死亡したとき。</p> <p>イ) 長期要件 老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。</p> <p>② 保険料納付要件 短期要件の①・②の場合は、遺族基礎年金と同様の保険料納付要件を満たすことが必要。</p> <p>③ 遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた次の人に支給されます。ただし、父母、孫、祖父母はそれぞれ先順位の人が受給するときは遺族とはならない。                      ① 配偶者<sup>*</sup>（夫は55歳以上、支給は60歳から）                      ② 子<sup>(注)</sup>                      ③ 父母（55歳以上、60歳から支給）                      ④ 孫（子と同じ年齢要件あり）                      ⑤ 祖父母（55歳以上、60歳から支給）</p> <p><sup>*</sup> 夫の死亡時に30歳未満で子のいない妻などに対して支給される遺族厚生年金については、5年間の有期給付。</p>
	年金額（平成26年度）	<p>772,800円 + 子の加算</p> <p>● 子の加算                      第1子・第2子：各222,400円                      第3子以降：各74,100円</p>

○ 遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給

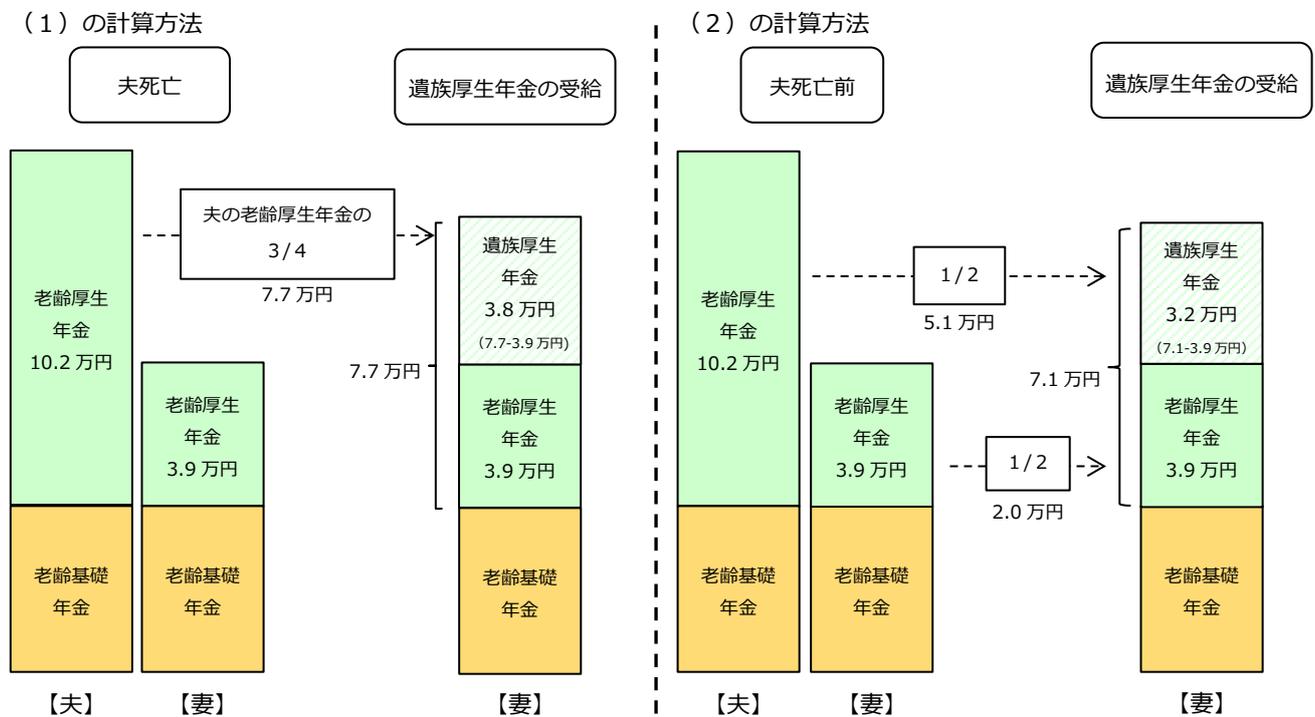
老齢厚生（退職共済）年金を受ける権利がある65歳以上の人、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受けるときは、次の(1)と(2)の額を比較し、高い方の年金額を受け取ることになります。

(1) 「死亡した配偶者の老齢厚生（退職共済）年金の4分の3」

(2) 「死亡した配偶者の老齢厚生（退職共済）年金の2分の1」と「本人の老齢厚生（退職共済）年金（子の加給年金額を除く）の額の2分の1」を合計した額

実際に年金を受け取る際には、上記の計算方法で決まった年金額と本人の老齢厚生年金の満額との差額が遺族厚生年金として支給されます。

【イメージ図：夫の老齢厚生年金は10.2万円、妻の老齢厚生年金は3.9万円、夫が死亡した場合】



この場合、(1)の計算では、年金額7.7万円、(2)の計算では、年金額7.1万円となり、年金額の高い(1)の方法で併給することになります。

○ 中高齢寡婦加算について

次のいずれかに該当する妻が受ける遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、579,700円（年額）が加算されます。これを、中高齢寡婦加算といいます。

- ・ 夫が亡くなったとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がない妻。
- ・ 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子がいる妻（40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻に限る）が、子が18歳到達年度の末日に達した（障害の状態にある場合は20歳に達した）ため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき。

## 4. その他の給付を受け取れるとき

### 国民年金におけるその他の給付

#### ○ 寡婦年金

寡婦年金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上ある夫が死亡したときに、夫の死亡当時、夫によって生計を維持され、かつ夫との婚姻関係が10年以上継続している妻に、60歳から65歳になるまでの間、支給されます。

#### ○ 付加年金

付加年金は、老齢基礎年金に加算して支給されるものです。国民年金の付加保険料を納めた人が、老齢基礎年金の受給権を取得したときに、支給されます。付加保険料額は月額400円で、受給額（年額）は、200円×付加保険料納付月数で計算されます。

例えば、20歳から60歳まで40年間（480ヵ月）毎月付加保険料を納める（総額192,000円）と、年金額は96,000円増額され、終身で受け取れます。国民年金の第1号被保険者以外の方は付加保険料を納めることはできません（国民年金基金に加入している人は、掛金に付加保険料相当分が含まれています）

#### ○ 死亡一時金

死亡一時金は、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受給しないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受給できない場合に、国民年金保険料の掛け捨てを防ぐ観点から、支給されるものです。第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算して36ヵ月以上の人が対象です。

#### ○ 脱退一時金

脱退一時金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算して6ヵ月以上ある外国人で、老齢基礎年金の支給要件を満たしていない者が、年金の支給を受けないまま帰国したときに、国民年金保険料の掛け捨てを防ぐ観点から、請求により支給されます。（日本人の場合は、本人が保険料を納めず未納となっている場合などを除き、老齢基礎年金を受給できるため、脱退一時金は支給されません）

### 厚生年金におけるその他の給付

#### ○ 障害手当金

障害手当金は、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間のある人が、厚生年金被保険者期間中に病気やけがをし、5年以内に症状が固定した場合で、一定程度の障害の状態にあるときに支給されます。

○ 脱退一時金

脱退一時金は、厚生年金の被保険者期間が6カ月以上ある外国人で、老齢厚生年金の支給要件を満たさず、年金の支給を受けないまま帰国したときに、請求により支給します（国民年金の脱退一時金と同じ考え方）。

【脱退一時金の額】

対象月数	国民年金 (平成26年度)	厚生年金
6カ月以上12カ月未満	45,750円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×6
12カ月以上18カ月未満	91,500円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×12
18カ月以上24カ月未満	137,250円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×18
24カ月以上30カ月未満	183,000円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×24
30カ月以上36カ月未満	228,750円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×30
36カ月以上	274,500円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×36

(注) 保険料率は、最終月（厚生年金保険の被保険者期間の最終の月）によって、次のように規定されている。

最終月：1月～8月 前々年の10月の保険料率 / 9月～12月：前年の10月の保険料率

その他の給付

○ 特別障害給付金

①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生または ②昭和61年3月以前に国民年金に任意加入であったサラリーマンの配偶者が、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害の状態にある人に特別障害給付金が支給されます。ただし、65歳前にその障害状態に該当された場合に限られます。

〔平成26年度の支給額〕

障害基礎年金1級に該当する人 月額49,700円

障害基礎年金2級に該当する人 月額39,760円

(注) 支給額は毎年度、物価の変動に応じて改定される。また、本人の所得によっては、支給額が全額または半額、制限される場合がある。(所得制限の目安は、[20歳前傷病による障害基礎年金P.14](#)と同じ)

〔請求の窓口〕

住所地の市区町村役場

○ 年金生活者支援給付金

年金を受給しながら生活をしている高齢者や障害者などの中には、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている人がいるため、平成24年に「年金生活者支援給付金制度」を創設しました。年金生活者支援給付金は、消費税率を10%に引き上げたとき（平成27年10月）にその財源を基に支給されます。

年金生活者支援給付金制度の種類とそれぞれの対象者・支給額は以下のとおりですが、制度の詳細は今後政令で定めます。

### ①老齢年金生活者支援給付金

対象者：所得基準額（注1）以下の老齢基礎年金の受給者

支給額：5,000円を基準として保険料納付済期間に応じた額と保険料免除期間に応じた額

### ②補足的老齢年金生活者支援給付金

対象者：所得基準額を越える一定の額以下の老齢基礎年金の受給者

支給額：老齢年金生活者支援給付金を受けられる人との所得の逆転を防ぐよう政令で定める額

### ③障害年金生活者支援給付金

対象者：一定の所得（注2）以下の障害基礎年金の受給者

支給額：障害基礎年金1級に該当する方 月額6,250円

障害基礎年金2級に該当する方 月額5,000円

### ④遺族年金生活者支援給付金

対象者：一定の所得（注2）以下の遺族基礎年金の受給者

支給額：5,000円

（注1）市町村民税非課税基準を参考に設定する予定。（注2）20歳前傷病による障害基礎年金と同じ所得制限を設定する予定。

## 5. 特例水準の解消

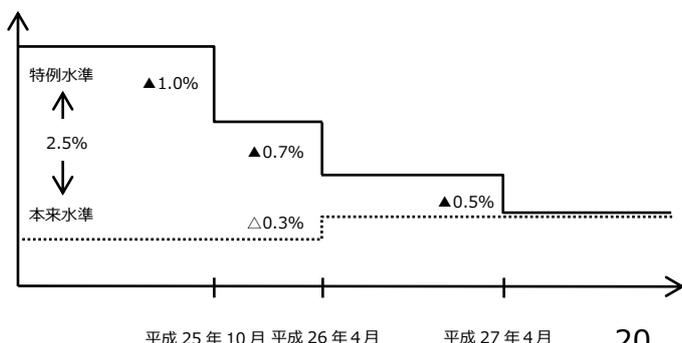
年金額は、前年の物価や賃金の変動に応じて改定されますが、平成12年度から14年度の間は、物価が下落したにもかかわらず、特例措置として、年金額の減額を行いませんでした。そのため、平成25年9月において、支給されている年金額は、本来物価や賃金に応じて改定される年金額の水準（本来水準）より、2.5%高い水準（特例水準）となっていました。

平成24年の制度改正により、年金財政を安定化し、現役世代である将来の年金受給者の年金額を確保する観点から年金額の特例水準を解消することとしました。その際、年金で生活している高齢者の生活に配慮し、3段階に分けて実施することとしました。平成26年4月時点で特例水準と本来水準の差は0.5%に縮小されています。

平成26年度は、本来水準と特例水準の差分を1%解消しましたが、前年の物価や賃金の変動により、本来水準が0.3%上昇したため、特例水準の年金額の引き下げは0.7%となっています（本来水準の上昇分と特例水準の引下げ分を合わせて1%の解消）。

特例水準の本来水準の差分の残りである0.5%は平成27年4月に解消されます。

【概念図：特例水準の解消（平成27年度に本来水準の改定ない場合）】



○特例水準の解消スケジュール  
平成25年10月 1.0%解消  
平成26年4月 1.0%解消  
平成27年4月 0.5%解消

### 3. 外国で生活する

日本の公的年金制度は、日本国内に住んでいる人が対象で、原則として、外国で生活をする場合は、公的年金制度に加入する必要はありません。しかし、日本の企業に雇われたまま外国で働く場合は、日本の公的年金制度に加入することになります。また、外国で生活をする場合でも、日本の公的年金制度に任意で加入することができます。

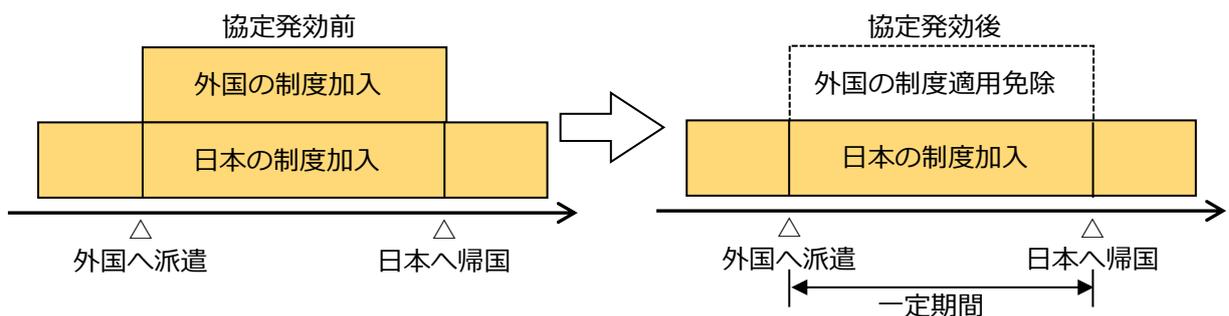
この章では、「外国で生活する」ときの公的年金制度について、説明します。

#### 1 企業から外国に派遣される時

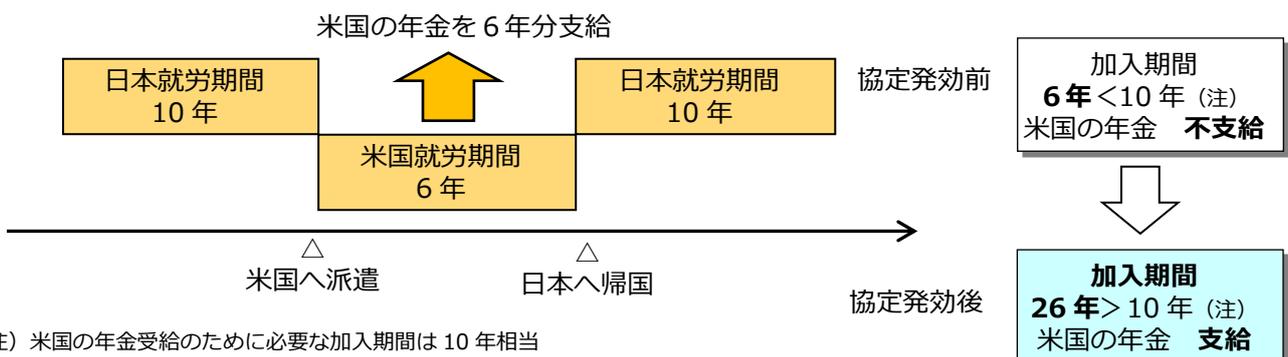
日本人でも外国に住んでいる人は外国の公的年金制度に加入することがあります。また、日本企業に雇われたまま外国に派遣されている場合など、外国に住んでいても日本の厚生年金に加入することがあります。このように、日本企業から外国に派遣されて働く場合は、日本と外国の公的年金制度の両方に加入し保険料を払わなければならないという問題（「二重加入」の問題）が発生することがあります。また、外国に住んでいた間に外国の公的年金制度に加入し、その期間が短いと保険料を払ったにも関わらず、外国の年金を受けられないという問題（「保険料掛け捨て」の問題）が発生することがあります。

これらに対し、現在、各国と「社会保障協定」を結び、日本と外国の公的年金制度のどちらの制度に加入するかのルールを定め、二重加入の問題を防ぐとともに、年金の受給資格期間の計算に際して、日本と外国の年金制度への加入期間を相互に通算し、年金受給権の確保を図っています。

- 二重負担の防止 【日本から外国に一時的に派遣され勤務していた場合】



- 加入期間の通算 【例：日本から米国に長期に派遣され勤務していた場合】



○ 社会保障協定締結などの状況

平成12年2月にドイツとの間で協定が発効して以来、平成26年4月1日までに、欧米先進国を中心に15カ国との間で協定が発効しています。また、昨今の日本と新興国との経済関係の進展に伴い、これらの国との間でも協定の締結を進めています。

<b>(1) 発効済み 15カ国</b>					
 ドイツ	平成12年 2月発効	 フランス	平成19年 6月発効	 スペイン	平成22年12月発効
 英国	平成13年 2月発効	 カナダ	平成20年 3月発効	 アイルランド	平成22年12月発効
 大韓民国	平成17年 4月発効	 オーストラリア	平成21年 1月発効	 ブラジル	平成24年 3月発効
 アメリカ	平成17年10月発効	 オランダ	平成21年 3月発効	 スイス	平成24年 3月発効
 ベルギー	平成19年 1月発効	 チェコ	平成21年 6月発効	 ハンガリー	平成26年 1月発効
<b>(2) 署名済み 2カ国</b>					
 イタリア	平成21年 2月署名	 インド	平成24年11月署名		
<b>(3) 政府間交渉中 4カ国</b>					
 ルクセンブルク	平成23年 2月	第2回政府間交渉実施	 中国	平成24年 3月	第3回政府間交渉実施
 スウェーデン	平成23年10月	第1回政府間交渉実施	 フィリピン	平成25年 9月	第1回政府間交渉実施
<b>(4) 予備協議中など 4カ国</b>					
 オーストリア	平成24年10月	第3回当局間協議実施	 スロバキア	平成23年11月	第3回当局間協議実施
 トルコ	平成25年11月	第5回作業部会実施	 フィンランド	平成25年12月	第3回当局間協議実施

## 2 外国で国民年金に任意加入するとき

留学などにより外国で生活する場合、原則として日本の公的年金制度に加入する必要はありません。しかし、その期間は、将来受け取る年金額には反映されず、また、もし事故などで重い障害を負ってしまったときにも、障害基礎年金を受給することはできません。

そこで、外国で生活をする日本人が希望すれば、日本の公的年金制度へ任意で加入できる制度（任意加入制度）があります。任意加入をする場合には、市区町村や年金事務所で手続きを行い、国民年金の第一号被保険者と同様、毎月定額の保険料を納めます。保険料を納付した期間は、将来の年金額に反映されるほか、もしものときには障害基礎年金を受け取ることができます。

## 4. 企業年金などに加入する

企業年金などは、公的年金の上乗せの給付を保障する制度です。この制度は、老後のより豊かな生活を送るための制度として重要な役割を果たしています。企業や個人は、多様な制度の中からニーズに合った制度を選択することができます。

この章では、「企業年金などへの加入」について、具体的に説明します。

### 1 企業年金などの種類

企業年金などは大きく分けると確定給付型と確定拠出型の2種類があります。確定給付型とは、加入した期間などに基づいてあらかじめ給付額が定められている年金制度です。加入者が老後の生活設計を立てやすい反面、運用の低迷などで必要な積立水準が不足した場合は、企業などが追加拠出をしなければならない仕組みになっています。

一方、確定拠出型とは、拠出した掛金額とその運用収益との合計額を基に給付額を決定する年金制度です。企業が追加拠出をする必要は生じませんが、加入者自らが運用を行い、老後の生活設計を立てる必要があります。

#### 【企業年金などの種類】

タイプ	種類	概要
確定給付型	確定給付企業年金 (規約型)	労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社などが契約を結んで、母体企業の外で年金資金を管理・運用し、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
	確定給付企業年金 (基金型)	母体企業とは別の法人格を有する基金を設立した上で、その基金が年金資産を管理・運用し、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
	厚生年金基金※	一企業単独（単独設立）、親企業と子企業が共同（連合設立）、または同種同業の多数企業が共同（総合設立）して、厚生年金基金を設立し、老齢厚生年金の一部を代行して給付するとともに、独自の上乗せ給付を実施するもの。
確定拠出型	確定拠出年金 (企業型)	企業がその従業員のために資産管理機関に拠出した掛金を、従業員ごとに積み立て、従業員自らが運営管理機関を通じて資産管理機関に運用の指図を行い、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
	確定拠出年金 (個人型)	企業の従業員のうち企業年金がない人や自営業者などが、自ら国民年金基金連合会に拠出した掛金を、加入者ごとに積み立て、加入者自らが運営管理機関を通じて同連合会の委託を受けた金融機関に運用の指図を行い、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
確定給付型	国民年金基金	自営業者などが、都道府県ごとに設立された地域型国民年金基金や、同種の事業・業務に従事する人によって設立された職能型国民年金基金に掛金を拠出し、その基金が年金資金を管理・運用し、国民年金の上乗せ給付を行うもの。

※ 平成 26 年 4 月 1 日に公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）が施行されたことにより、以下の措置が講じられる。

- 施行日以降、厚生年金基金の新規設立は認めない
- 施行日から 5 年間の時限措置として特例解散制度を見直し、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- 上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金などへの積立金の移行について特例を設ける。

## 2 企業年金制度の概況

### ○ 確定給付企業年金制度

確定給付企業年金制度は、労使の合意で比較的柔軟な制度設計が可能であり、受給権が保護されているなどという長所があります。

確定給付企業年金には以下の2種類があります。

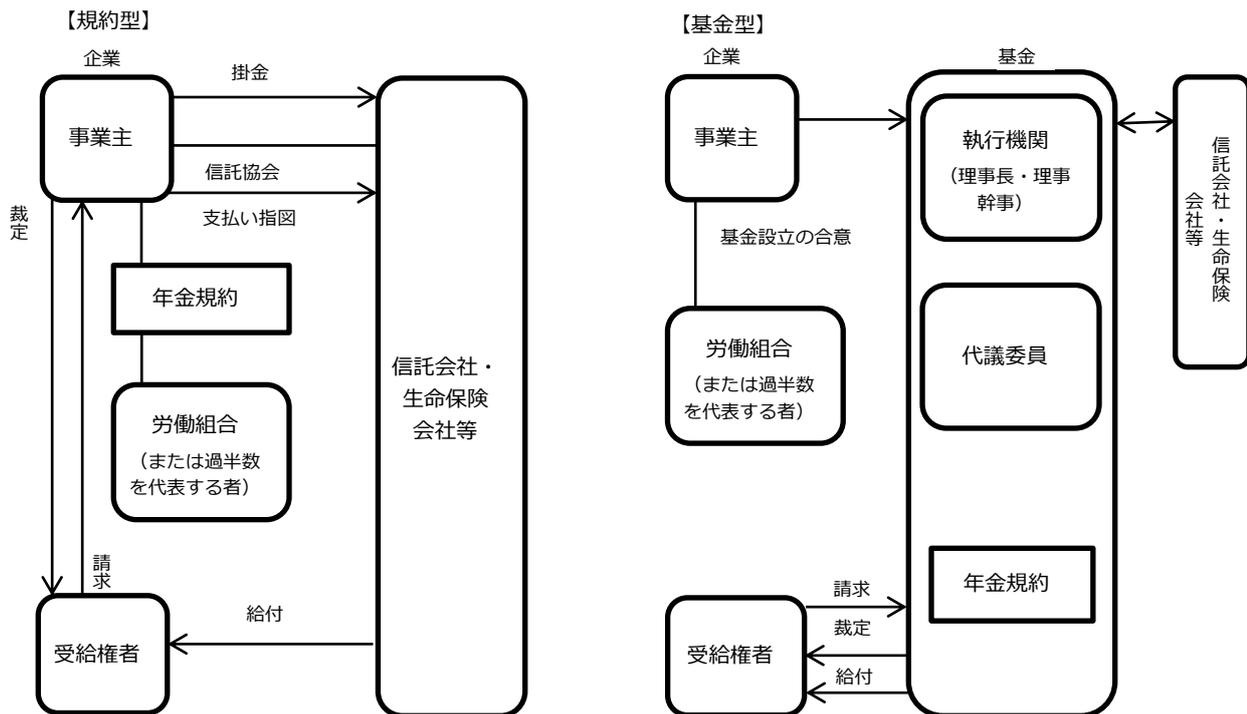
#### ・ 規約型確定給付企業年金

実施主体は確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主です。労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社などが契約を結び、母体企業の外で年金資金を管理・運用し、年金給付を行います。

#### ・ 基金型確定給付企業年金

実施主体は企業年金基金です。母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立し、企業年金基金で年金資金を管理・運用し、年金給付を行います。

【規約型と基金型のイメージ図】



○ 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度は、拠出された掛金が加入者ごとに区分され、その掛金と加入者自身の指図による運用の運用益との合計額をもとに給付額が決定される年金制度です。確定給付型の企業年金を行うことが難しい中小企業の従業員や自営業者などのニーズに応え、離職・転職にも対応しやすくなることから、年々その規模を拡大しています。

確定拠出年金には以下の2種類があります。

・ 企業型確定拠出年金

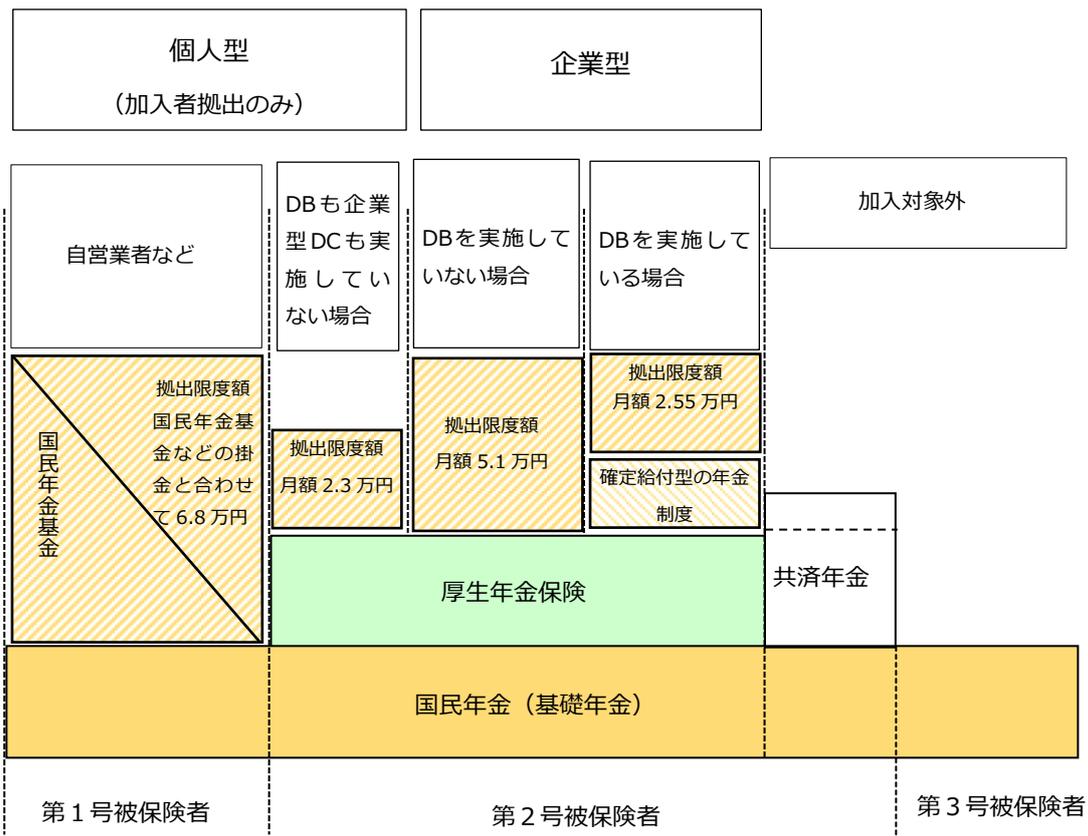
企業の拠出によって行います。拠出限度額の枠内かつ事業主の掛金を越えない範囲で、加入者の拠出（マッチング拠出）が可能となっています。

・ 個人型確定拠出年金

個人の拠出によって行います。

加入を希望する際には、国民年金基金連合会 <http://www.npfa.or.jp/>に申請する必要があります。

【対象者・拠出限度額と他の年金制度への加入の関係】



(注1) DB (Defined Benefit 確定給付年金) DC (Defined Contribution 確定拠出年金)

(注2) 平成 26 年度税制改正大綱において、企業型確定拠出年金の拠出限度額について、引き上げが認められている。  
(現 行) (改正後)

- ・ 他の企業年金がない場合 月額 5.1 万円 → 月額 5.5 万円
- ・ 他の企業年金がある場合 月額 2.55 万円 → 月額 2.75 万円

### 3 国民年金基金の概況

国民年金基金制度は、自営業者など国民年金の第1号被保険者が、老後の所得保障の充実を図るために、自らの選択により任意で加入する制度です。

国民年金基金には、次の2種類があります。

① 地域型国民年金基金

都道府県ごとに、都道府県内に住所を有する1,000人以上の加入者で組織されている（平成25年度末現在47基金）

② 職能型国民年金基金

全国単位で、同種の事業または業務に従事する3,000人以上の加入者で組織されている（平成25年度末現在25基金）

国民年金基金の給付と掛金は、各基金の規約で定められており、自営業者などは自分で給付を選択して加入し、選択した給付と加入時の年齢などに基づいて定められた額の掛金を支払います。掛金の上限は月額68,000円です（個人型確定拠出年金に加入している場合にはその掛金と合わせて68,000円が上限）。

また、国民年金基金は65歳から生涯受け取る終身年金が基本なので、長い老後の生活に備えることができます。

【老齢基礎年金に上乗せされる国民年金基金の老齢年金月額】

加入年齢	35歳まで	45歳まで	50歳まで	50歳1ヵ月以降
1口目	2万円	1.5万円	1万円	年金額は加入年齢 (月単位)で異なる
2口目以降	1万円	5千円	5千円	

(注) 基金の給付は、老齢年金と遺族一時金（保証期間内に死亡した場合）

【国民年金基金の給付状況（平均年金月額）】（平成24年度末）

	基金・連合会計	全基金計			国民年金基金
		地域型	職能型	連合会	
合計	2.5万円	2.7万円	2.5万円	3.6万円	1.5万円
1口目	1.3万円	1.4万円	1.4万円	1.6万円	0.8万円
2口目以降	2.4万円	2.6万円	2.4万円	3.5万円	1.4万円

※ 2口目以降については、2口目以降を受給している者の平均

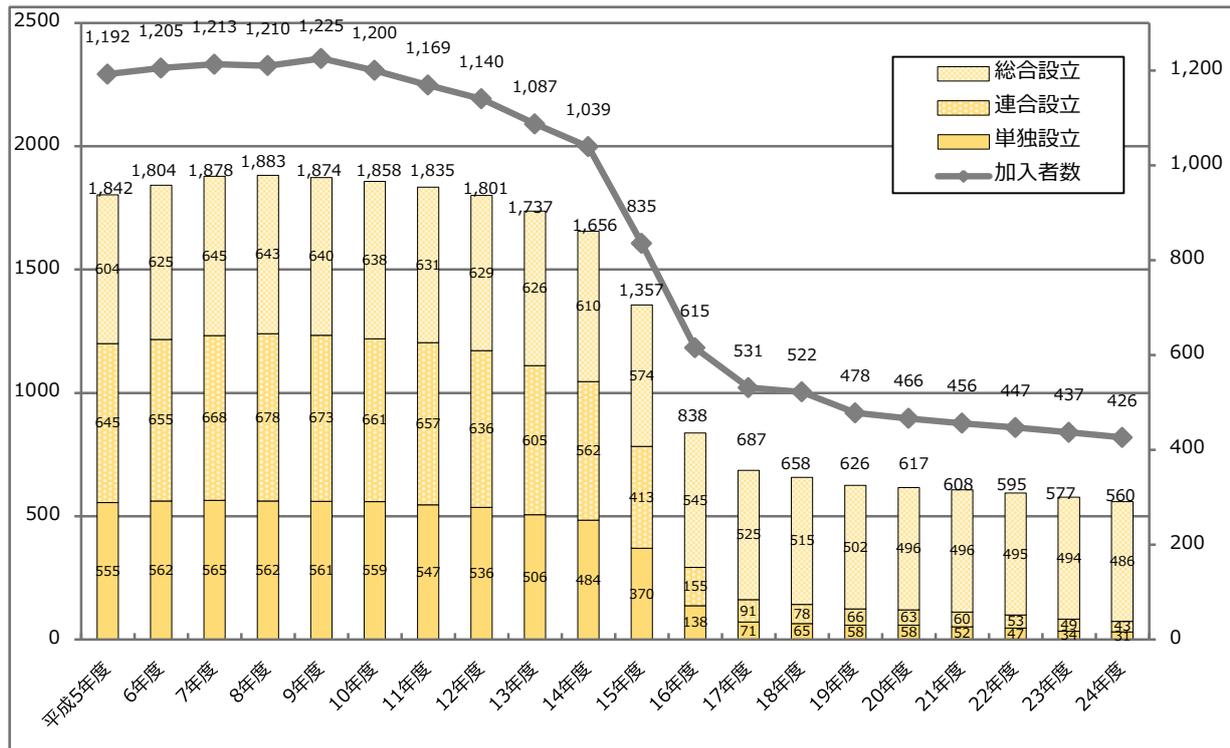
## ■ 厚生年金基金制度

厚生年金基金制度は、国に代わって厚生年金の給付の一部を代行して行う（代行給付）とともに、企業の実情などに応じて独自の上乗せ給付を行うことができる企業年金の中核的な制度です。

しかし近年では、経済・運用環境の低迷に伴う財政悪化などによる基金の解散や、代行部分を持たない確定給付企業年金制度への移行（＝代行返上）が行われ、基金数や加入員数は減少傾向にあります。

さらに、平成 24 年の投資顧問会社による巨額の年金詐欺事件、いわゆる「AIJ 事件」を契機として、厚生年金基金制度の抜本的な見直しを求める声が高まり、厚生労働省は第 183 回通常国会に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を提出し、同国会で成立しました。この改正法の施行後は、厚生年金基金の新設は認められなくなり、5 年間の時限措置として特例的な解散制度が導入され、他の企業年金制度への移行を促進することとなっています。

【厚生年金基金数と加入者数】



## 5. 公的年金の財政

公的年金制度は、現役世代が保険料を納めて、高齢者などが年金を受け取るという「所得の移転」を行っています。実際のお金の流れや積立金の管理・運用などはどのようなになっているのでしょうか。

この章では、公的年金制度にまつわる資金の流れなど「公的年金の財政」について、具体的に説明します。

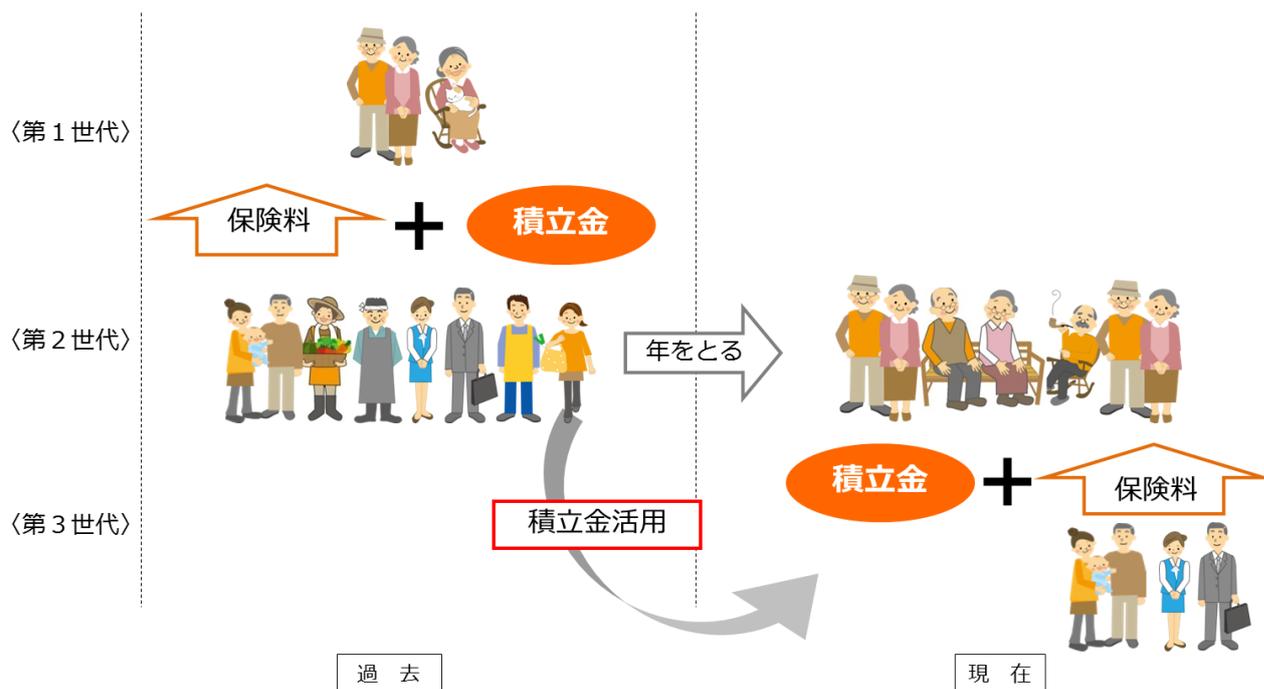
### 1 公的年金の財政の仕組み

年金を給付するための資金をどのように調達していくかという計画を「財政方式」と言います。財政方式には、制度に加入している人（被保険者）からの保険料で、その時々年金給付に必要な費用の全額を賄う「賦課方式」と、将来の年金給付に必要な原資を保険料で積み立てていく「積立方式」があります。

賦課方式は少子高齢化など人口変動による影響を受けやすく、積立方式は物価・賃金の変動や積立金の運用利回りの変動による影響を受けやすいという特徴があります。

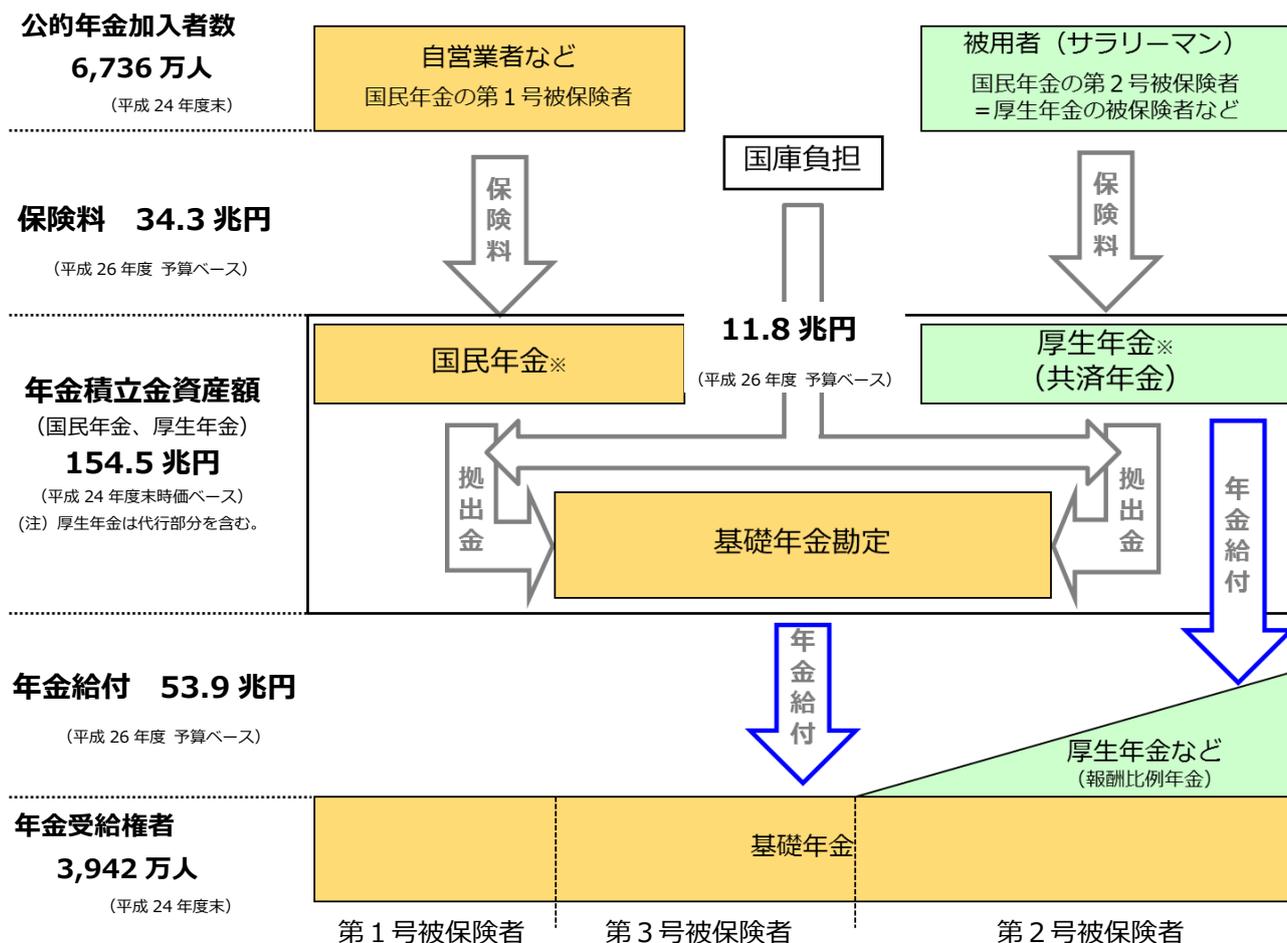
年金制度は長期にわたる保障の仕組みであり、その間に社会経済の大きな変化があったとしても、生活の保障という役割を果たす必要があります。そこで、日本の公的年金制度は、賦課方式を基本とした財政方式を運営しつつ、その上で一定の積立金を保有し、その運用収益も活用しています。これにより、少子高齢化で増大する保険料負担の緩和を図るとともに、物価や賃金の変動しても、その時々社会情勢に応じた給付の実現を図っています。

【日本の公的年金制度の財政方式】



公的年金は現在およそ50兆円の給付を行っていますが、財源は、保険料と積立金の取り崩しと運用収入の他に、国庫負担（税財源）もあります。国庫負担は、全国民共通の基礎年金について、毎年度の給付費の一定割合を賄うことで、現役世代の保険料負担の軽減を図っています。

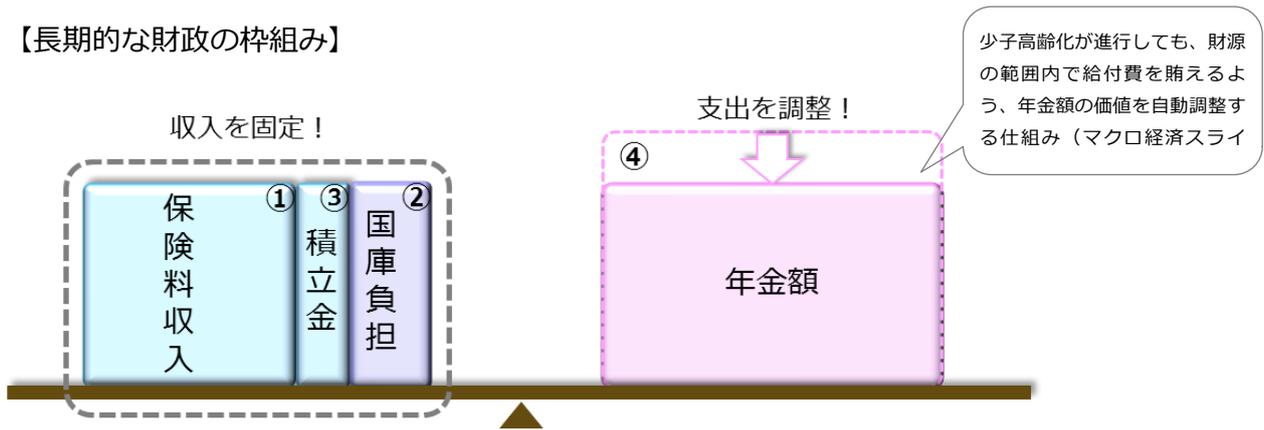
【公的年金の収入と支出の概要（財政構造）】



※ 保険料と国庫負担以外にも、年金積立金の運用収益などの収入がある。

公的年金制度は、今後の少子高齢化に対応するために、これまでも制度改革を行ってきました。特に平成16年の制度改革では、今後さらに急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって制度を持続的で安心できるものとするため、おおむね100年の長期的な期間に保険料の負担と給付の均衡を図る財政の枠組みを導入しました。具体的には、①上限を固定した上での保険料の引上げ ②基礎年金の国庫負担割合を「3分の1」から「2分の1」へ引上げ ③おおむね100年後の積立金の水準がその時点の給付費の1年分程度となるよう目標を設定した上での積立金の活用 ④財源の範囲内で年金の給付水準を自動的に調整する仕組み（マクロ経済スライド）を導入し、この枠組みを機能させつつ、少なくとも5年に1度、給付と負担の均衡を検証する（これを「財政検証」という）ことで、中長期的に持続可能な運営を図る仕組みとしています。

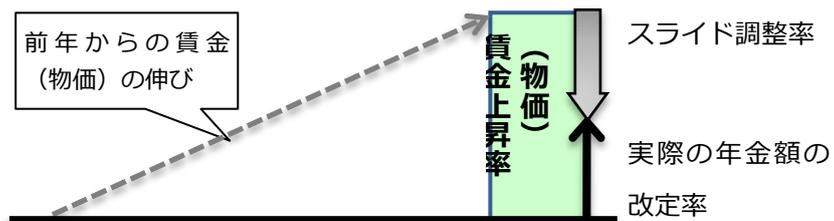
### 【長期的な財政の枠組み】



### 【マクロ経済スライドの仕組み】

年金額は、賃金や物価の変動に応じて改定するのが原則です。マクロ経済スライドとは、長期的に財政が均衡するために必要と見込まれる一定期間（注）について、現役世代の減少や平均余命の伸びを考慮した「スライド調整率」を設定し、スライド調整率に相当する分だけ賃金や物価による年金額の上昇を抑える仕組みです。

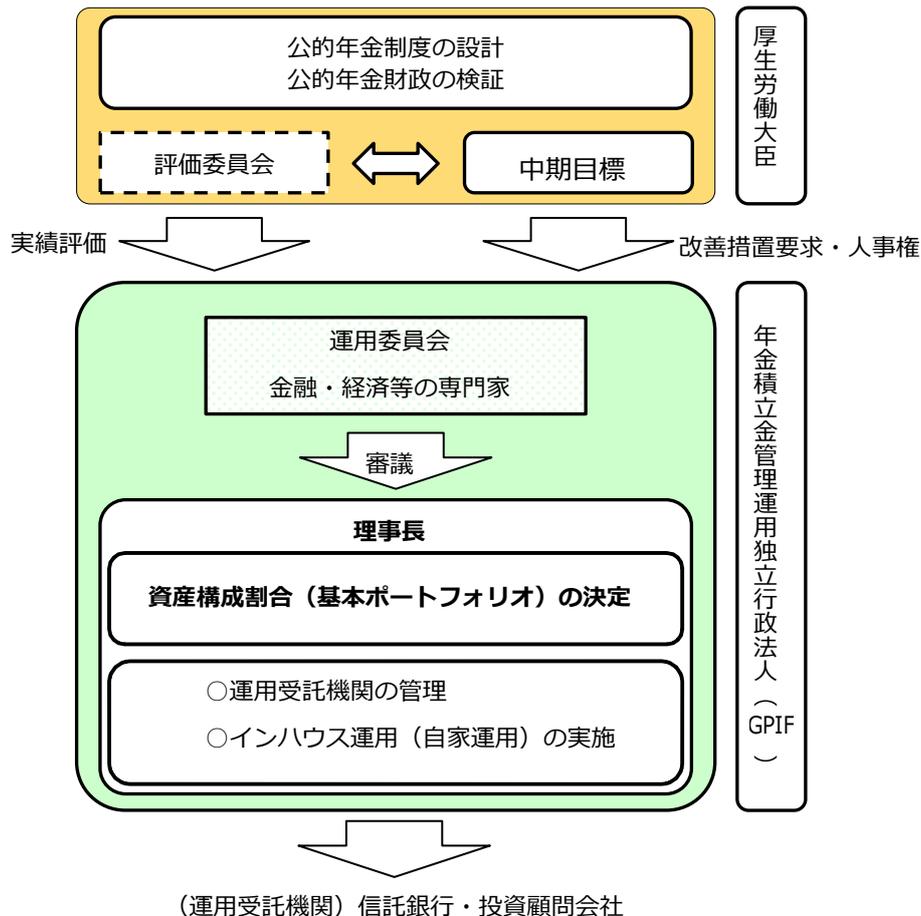
（注）5年に一度の財政検証の際、おおむね100年間の財政均衡期間の終了時に、その時点の給付費の1年分程度の積立金を保有することができるように、年金額の伸びの調整を行う期間を設定する。



## 2 年金積立金の運用

年金積立金は被保険者が納めた保険料の一部であり、将来の年金給付の貴重な財源となるものです。そのため、年金積立金の運用は、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に役立つことを目的として行っています。

### 【積立金の運用の仕組み】



年金積立金の運用は、厚生労働大臣の寄託を受けた、資金運用に特化した専門の法人である年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が行っています。GPIF は、自ら定めた債券、株式などの資産構成割合（基本ポートフォリオ）に基づいて運用を行い、管理・運用状況については四半期ごとに、ホームページ（<http://www.gpif.go.jp/operation/index.html>）などで公表しています（→P.43）。GPIF には多数の運用経験者や証券アナリストが在籍しており、さらに体制の強化に努めています。

年金積立金の運用は、国内債券を中心としつつ内外の株式を含めた分散投資を行っており、実際の運用は、内外から公募を経て選定された運用受託機関（30社75ファンド）が主に行っています。

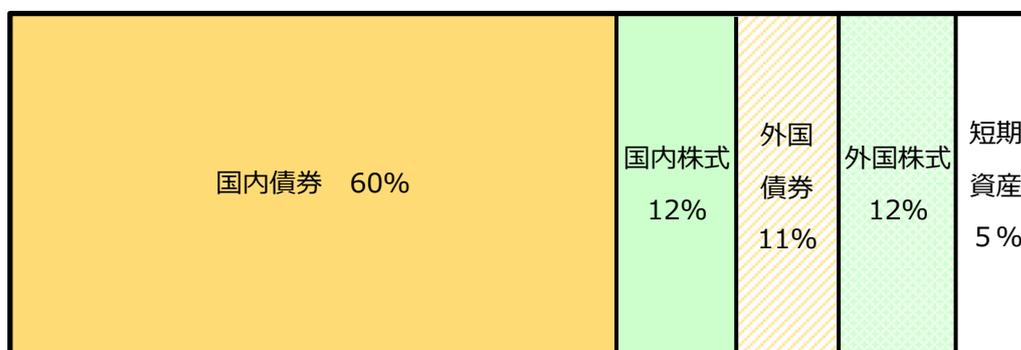
年金積立金の運用実績は、自主運用（注1）を開始した平成 13 年度からの平均で、年金財政上必要な運用利回り（注2）を確保しています。

（注1） 平成 12 年度までは年金積立金全額を旧大蔵省資金運用部（現在の財務省財政融資資金）に預託することによって運用していたが、財政投融资改革により、平成 13 年度からは厚生労働大臣が、直接、旧年金資金運用基金（GPIF の前身の組織）に寄託し、管理・運用する仕組みに変わった。

（注2） 年金給付費は、基本的に名目賃金上昇率に連動して増減するため、これに対応して平成 21 年財政検証で設定された年金財政上必要な運用利回り（名目運用利回り－名目賃金上昇率として計算する）を確保することが重要である。

また、年金積立金は資産規模が大きいことから、市場の価格形成、民間の投資行動を歪めないように配慮するとともに、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないように注意を払いながら、運用しています。

#### 【年金積立金の資産構成割合（基本ポートフォリオ）】

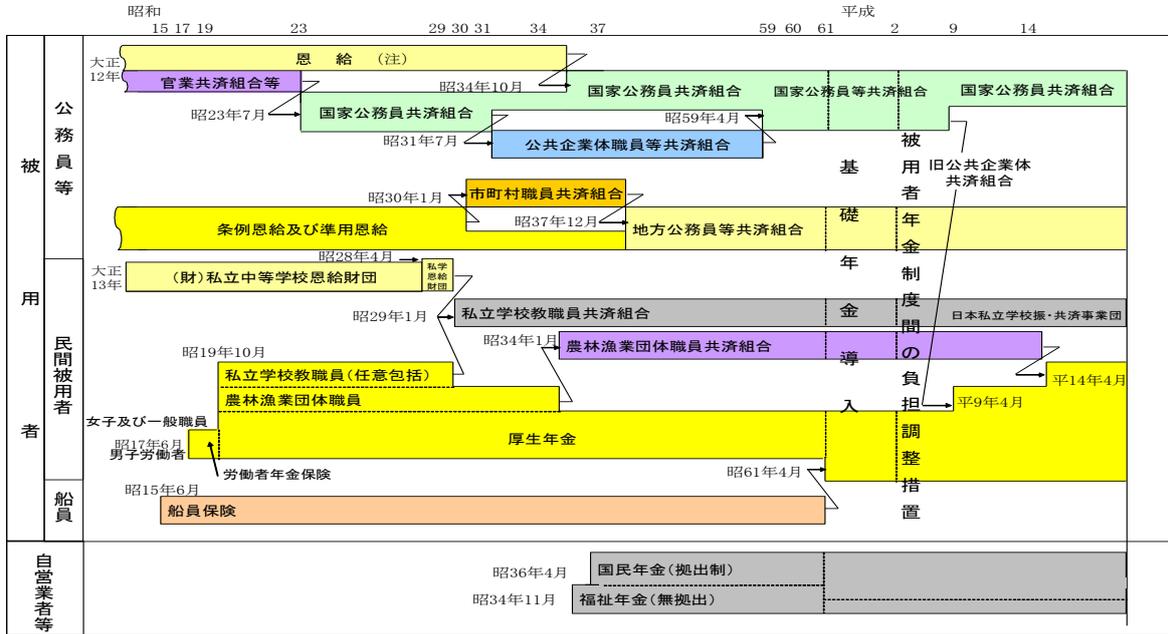


（注）平成 25 年 6 月 7 日変更。

変更前の構成割合は、国内債券 67%、国内株式 11%、外国債券 8%、外国株式 9%、短期資産 5%。

# 参考資料

## ○ 公的年金制度の沿革



(注) 明治8年に海軍退給令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。

## ○ 主な年金制度改正の経緯

### 制度の創成

- 昭和 17年 労働者年金保険法の発足
- 昭和 19年 厚生年金保険法に改称
- 昭和 29年 厚生年金保険法の全面改正
- 昭和 36年 国民年金法の全面施行（国民皆年金）

### 制度の充実

- 昭和 40年 1万円年金
- 昭和 44年 2万円年金
- 昭和 48年 5万円年金、物価スライド制の導入、標準報酬の再評価等

### 高齢化への対応

- 昭和 61年 基礎年金の導入、給付水準の適正化等
- 平成 2年 被用者年金制度間の費用負担調整事業の開始
- 平成 6年 厚生年金（定額部分）支給開始年齢の引上げ等
- 平成 9年 三共済（JR共済・JT共済・NTT共済）を厚生年金に統合
- 平成 12年 厚生年金の給付水準の5%適正化や裁定後の年金額の改定方法の見直し（賃金スライドから物価スライドへ）、厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢引上げ 等
- 平成 14年 農林共済を厚生年金に統合
- 平成 16年 有限均衡方式、上限を固定した上での保険料率の段階的引上げ、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げ、積立金の活用、マクロ経済スライドの導入 等
- 平成 21年 基礎年金国庫負担割合2分の1の実現
- 平成 24年 社会保障・税一体改革  
基礎年金国庫負担割合の維持 / 被用者年金一元化 等

○ 平成 24 年度年金制度改正（社会保障・税一体改革関連法）の主な改正事項と施行日一覧

- (1) 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）

主な改正内容	施行日
年金の受給資格期間を 25 年から 10 年に短縮	平成 27 年 10 月 1 日 (注)
基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 の恒久化	平成 26 年 4 月 1 日
短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大	平成 28 年 10 月 1 日
産休期間中の厚生年金保険料の免除	平成 26 年 4 月 1 日
遺族基礎年金の父子家庭への支給拡大	平成 26 年 4 月 1 日

- (2) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）

主な改正内容	施行日
厚生年金に公務員及び私学教職員も加入し、2 階部分は厚生年金に統一	平成 27 年 10 月 1 日
共済年金・厚生年金の保険料率（上限 18.3%）を統一し、制度の差異を解消	
共済年金にある公的年金としての 3 階部分（職域加算）を廃止	
追加費用削減のため、恩給期間にかかる給付について 27%引下げ	平成 25 年 8 月 1 日

- (3) 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第99号）

主な改正内容	施行日
平成 24・25 年度の基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 とする	公布日 (平成 24 年 11 月 26 日)
年金額の特例水準（2.5%）を平成 25～27 年度までの 3 年間で解消	平成 25 年 10 月 1 日

- (4) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）

主な改正内容	施行日
年金受給者のうち、低所得・低年金高齢者等に福祉的な給付を行う	平成 27 年 10 月 1 日 (注)

(注) 消費税の 10%への引上げと合わせて施行する

○ 平成 25 年度年金制度改正（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号））の概要

1. 厚生年金基金制度の見直し（厚生年金保険法等の一部改正）

- (1) 施行日以後は厚生年金基金の新設は認めない。
- (2) 施行日から 5 年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- (3) 施行日から 5 年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。
- (4) 上乘せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

2. 第 3 号被保険者の記録不整合問題（※）への対応（国民年金法の一部改正）

保険料納付実績に応じて給付するという社会保険の原則に沿って対応するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 年金受給者の生活の安定にも一定の配慮を行った上で、不整合記録に基づく年金額を正しい年金額に訂正
- (2) 不整合期間を「カラ期間」（年金額には反映しないが受給資格期間としてカウント）扱いとして、無年金となることを防止
- (3) 過去 10 年間の不整合期間の特例追納を可能とし、年金額を回復する機会を提供（3 年間の時限措置）

(※) サラリーマン（第 2 号被保険者）の被扶養配偶者である第 3 号被保険者（専業主婦等）が、第 2 号被保険者の離職などにより、実態としては第 1 号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかったために、年金記録上は第 3 号被保険者のままとされていて不整合が生じている問題。

○ 65 歳以上人口割合等の推移と見通し

	65 歳以上人口／全人口	65 歳以上人口／20 歳以上 65 歳未満人口
昭和 35 年	5.7%	10.6% (9.5 人で 1 人)
昭和 45 年	7.1%	11.7% (8.5 人で 1 人)
昭和 55 年	9.1%	15.1% (6.6 人で 1 人)
平成 2 年	12.0%	19.6% (5.1 人で 1 人)
平成 7 年	14.5%	23.2% (4.3 人で 1 人)
平成 12 年	17.3%	27.9% (3.6 人で 1 人)
平成 17 年	20.1%	33.1% (3.0 人で 1 人)
平成 22 年	23.0%	39.0% (2.6 人で 1 人)
平成 42 年	31.6%	58.7% (1.7 人で 1 人)
平成 67 年	39.4%	83.0% (1.2 人で 1 人)

(資料) 総務省統計局「国勢調査」、「人口推計」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成 24 年 1 月推計)」

○ 平均寿命の推移・国際比較 (単位：年)

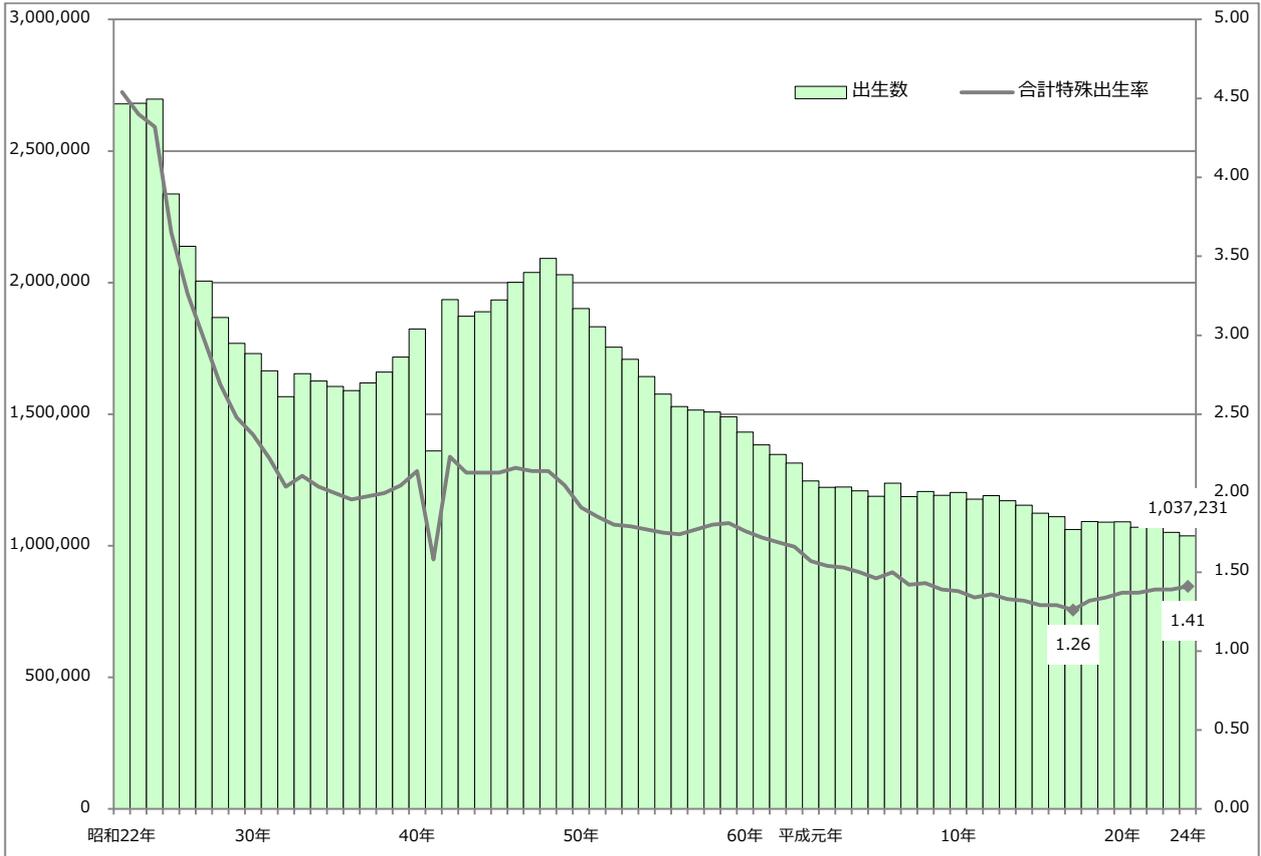
	平均寿命	
	男	女
昭和 35 年	65.32	70.19
昭和 45 年	69.31	74.66
昭和 55 年	73.35	78.76
平成 2 年	75.92	81.90
平成 7 年	76.38	82.85
平成 12 年	77.72	84.60
平成 17 年	78.56	85.52
平成 22 年	79.55	86.30
平成 23 年	79.44	85.90
平成 24 年	79.94	86.41

(資料) 厚生労働省統計情報部「平成 24 年簡易生命表」

国	作成基礎期間	平均寿命	
		男	女
日本	2012	79.94	86.41
アメリカ	2011	76.3	81.1
イスラエル	2011	80.0	83.6
韓国	2011	77.6	84.5
フランス	2012	78.4	84.8
アイスランド	2012	80.8	83.9
イタリア	2011	79.4	84.5
ノルウェー	2012	79.42	83.41
スウェーデン	2012	79.87	83.54
スイス	2011	80.3	84.7
オーストラリア	2009-2011	79.7	84.2

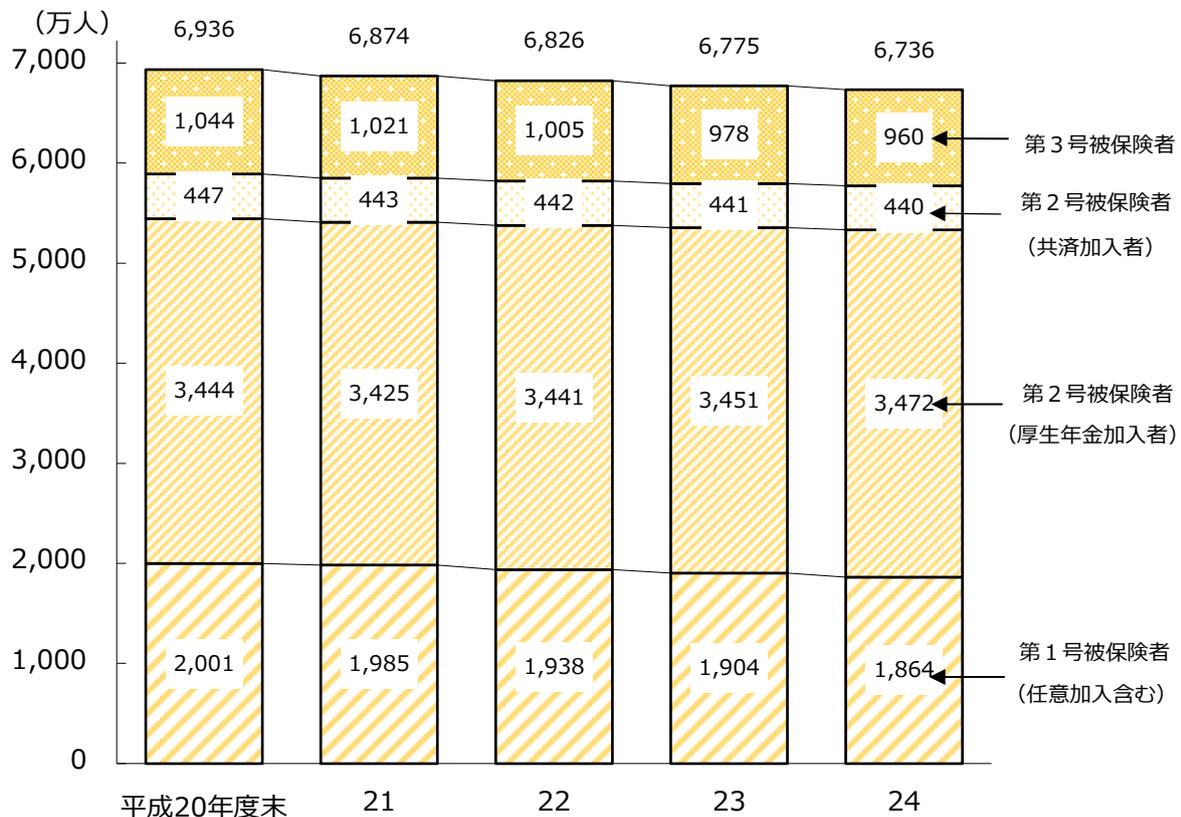
(資料) 厚生労働省統計情報部「平成 24 年簡易生命表」

○ 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



(資料) 厚生労働省統計情報部「人口動態統計月報年計」

○ 公的年金加入者（被保険者）の推移



○ 年金保険料額・保険料率の推移

国民年金保険料額は、平成 16 年度以降毎年度 280 円 (注) ずつ引き上げ、平成 29 年度に 16,900 円 (注) で固定します。厚生年金保険料率は、平成 16 年以降毎年 0.354% ずつ引き上げ、平成 29 年以降 18.3% で固定します。

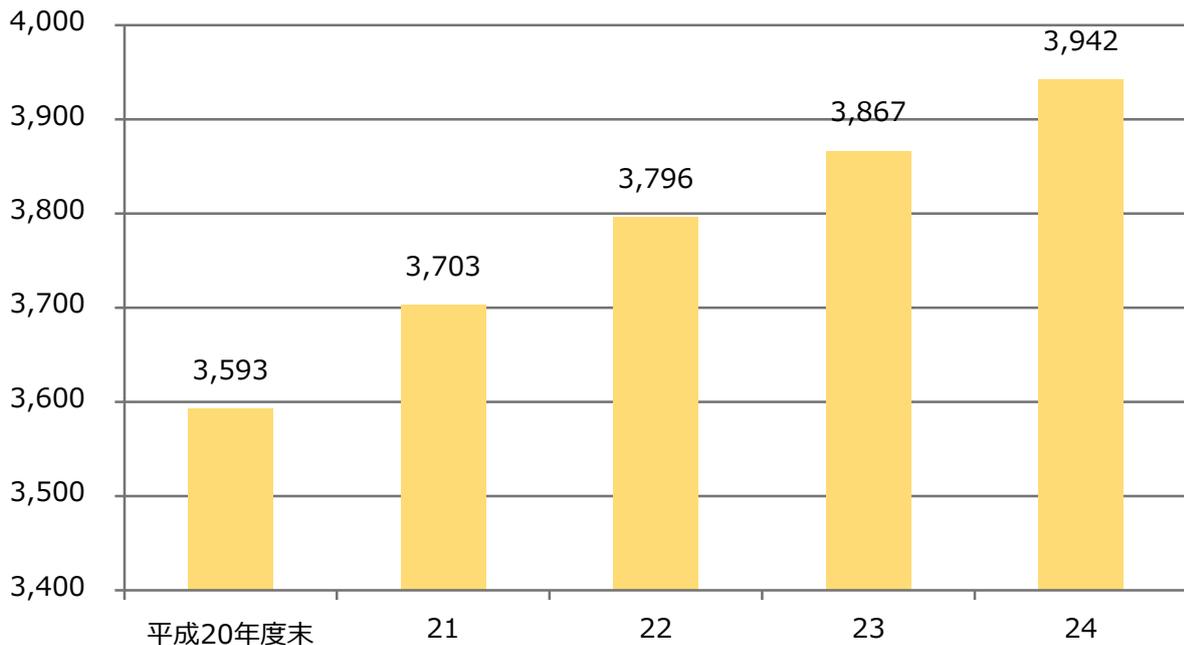
(注) 平成 16 年の物価・賃金水準での価格表示。実際には、その時々物価・賃金水準によって変化する。

	国民年金保険料額
平成 16 年度	13,300 円
平成 17 年度	13,580 円
平成 18 年度	13,860 円
平成 19 年度	14,100 円
平成 20 年度	14,410 円
平成 21 年度	14,660 円
平成 22 年度	15,100 円
平成 23 年度	15,020 円
平成 24 年度	14,980 円
平成 25 年度	15,040 円
平成 26 年度	15,250 円
平成 27 年度	15,590 円

	厚生年金保険料率
平成 16 年 10 月～	13.934%
平成 17 年 9 月～	14.288%
平成 18 年 9 月～	14.642%
平成 19 年 9 月～	14.996%
平成 20 年 9 月～	15.350%
平成 21 年 9 月～	15.704%
平成 22 年 9 月～	16.058%
平成 23 年 9 月～	16.412%
平成 24 年 9 月～	16.766%
平成 25 年 9 月～	17.120%
平成 26 年 9 月～	17.474%

○ 公的年金受給権者数の推移

(万人)



○ 年金額の一覧

[ ] 内は月額換算した額

	平成26年度	
<b>【国民年金】</b>		
老齢基礎年金	772,800	[64,400]
障害基礎年金(1級)	966,000	[80,500]
(2級)	772,800	[64,400]
遺族基礎年金(子1人)	995,200	[82,933]
基本	772,800	[64,400]
加算	222,400	[18,533]
旧法 5年年金	399,600	[33,300]
10年年金	469,500	[39,125]
障害年金(1級)	966,000	[80,500]
(2級)	772,800	[64,400]
母子年金(子1人)	995,200	[82,933]
基本	772,800	[64,400]
母子加算	222,400	[18,533]
老齢福祉年金	395,900	[32,991]
<b>【厚生年金】</b>		
標準的な年金額 (注)	2,723,100	[226,925]
障害厚生年金(3級、最低保障)	579,700	[48,308]
障害手当金(最低保障)	1,153,800	
旧法 障害年金 (最低保障額)	772,800	[64,400]
旧法 遺族年金 (2子・最低保障額)	1,477,000	[123,083]
基本	772,800	[64,400]
寡婦加算	259,400	[21,616]
加給	444,800	[37,066]

(注) 夫が平均的な収入(平均標準報酬月額36.0万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が受け取り始めるときの年金額(夫婦2人分の基礎年金と夫の厚生年金)。

○ 年金額の改定ルールについて

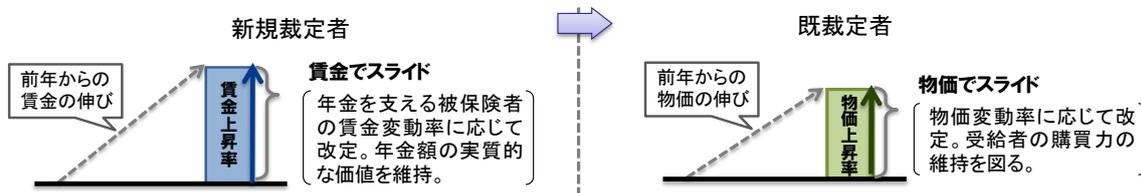
法律上、本来想定している年金額(以下「本来水準の年金額」)の改定ルールでは、年金額は現役世代の賃金水準に連動する仕組みとなっています。年金を受給し始める際の年金額(新規裁定年金)は名目手取り賃金変動率(注)によって改定し、受給中の年金額(既裁定年金)は購買力を維持する観点から物価変動率により、改定します。

(注) 「名目手取り賃金変動率」とは、前年の物価変動率に2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率と可処分所得割合変化率を乗じたものです。実質賃金変動率と可処分所得割合変化率は、標準報酬月額及び保険料率のデータを用いて算出しています。平成29年度まで年金保険料率は上昇するため、現役世代の生活水準は、実際の賃金上昇率ほど伸びているとは言えないこととなります。そのような中、高齢者(新規裁定者)のスライド率を名目賃金上昇率に合わせると、現役世代とのバランスを失うことになるため、年金保険料率の上昇による手取り賃金の減少分である可処分所得割合変化率を踏まえた『名目「手取り」賃金変動率』によってスライドすることとしています。

平成 26 年度の改定に用いる名目手取り賃金変動率（0.3%）

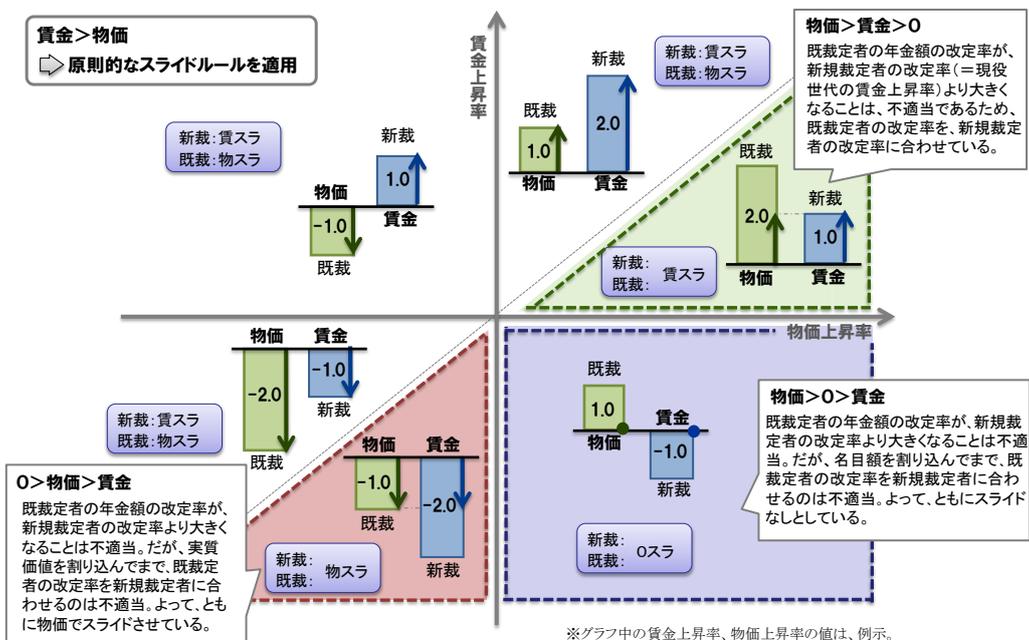
$$= \text{物価変動率 (0.4\%)} \times \text{実質賃金変動率 (0.1\%)} \times \text{可処分所得割合変化率 (\blacktriangle 0.2\%)} \\ (\text{平成 25 年の値}) \quad (\text{平成 22\sim 24 年度の平均}) \quad (\text{平成 23 年度の変化率})$$

【賃金上昇率>物価上昇率のとき】原則的なスライドルールを適用



ただし、給付と負担の長期的な均衡を保つなどの観点などから、賃金水準の変動よりも物価水準の変動が大きい場合には、既裁定年金も名目手取り賃金変動率で改定される旨が法律に規定されています。

【物価上昇率>賃金上昇率のとき】特例的なスライドルールを適用



平成 26 年度の本来水準の年金額は、26 年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率（0.3%）よりも物価変動率（0.4%）が高くなるため、名目手取り賃金変動率（0.3%）によって改定します。

特例水準で支払われている現行の年金額は、平成 24 年に成立した法律に基づき、特例水準の段階的な解消（▲1.0%）と本来の改定ルールにのっとり年金額の上昇率（0.3%）を合わせた改定がされるため、▲0.7%の改定となります。（→P.20 5. 特例水準の解消参照）

## 年金額の改定に用いる各種指標の動向

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 物価変動率	▲1.4% (21 年)	▲0.7% (22 年)	▲0.3% (23 年)	0.0% (24 年)	0.4% (25 年)
② 実質賃金変動率 (3 年度平均)	▲1.0% (18~20 年度)	▲1.3% (19~21 年度)	▲1.1% (20~22 年度)	▲0.4% (21~23 年度)	0.1% (22~24 年度)
③ 可処分所得割合変化率	▲0.2% (19 年度)	▲0.2% (20 年度)	▲0.2% (21 年度)	▲0.2% (22 年度)	▲0.2% (23 年度)
④ 名目手取り賃金変動率	▲2.6%	▲2.2%	▲1.6%	▲0.6%	0.3%

(注) ④ = ① × ② × ③

(例) 平成 26 年度の場合 : 1.003 (0.3%) = 1.004(0.4%) × 1.001(0.1%) × 0.998(▲0.2%)

## ○ 公的年金受給者の年金総額の推移

(年度末時点 単位：億円)

	総数	国民年金	厚生年金保険	共済組合	福祉年金
平成 20 年度	488,658	173,646	249,461	65,504	47
21	502,554	180,421	255,333	66,768	32
22	511,332	185,352	258,761	67,199	21
23	522,229	191,168	263,023	68,026	13
24	532,397	199,912	263,902	68,575	8

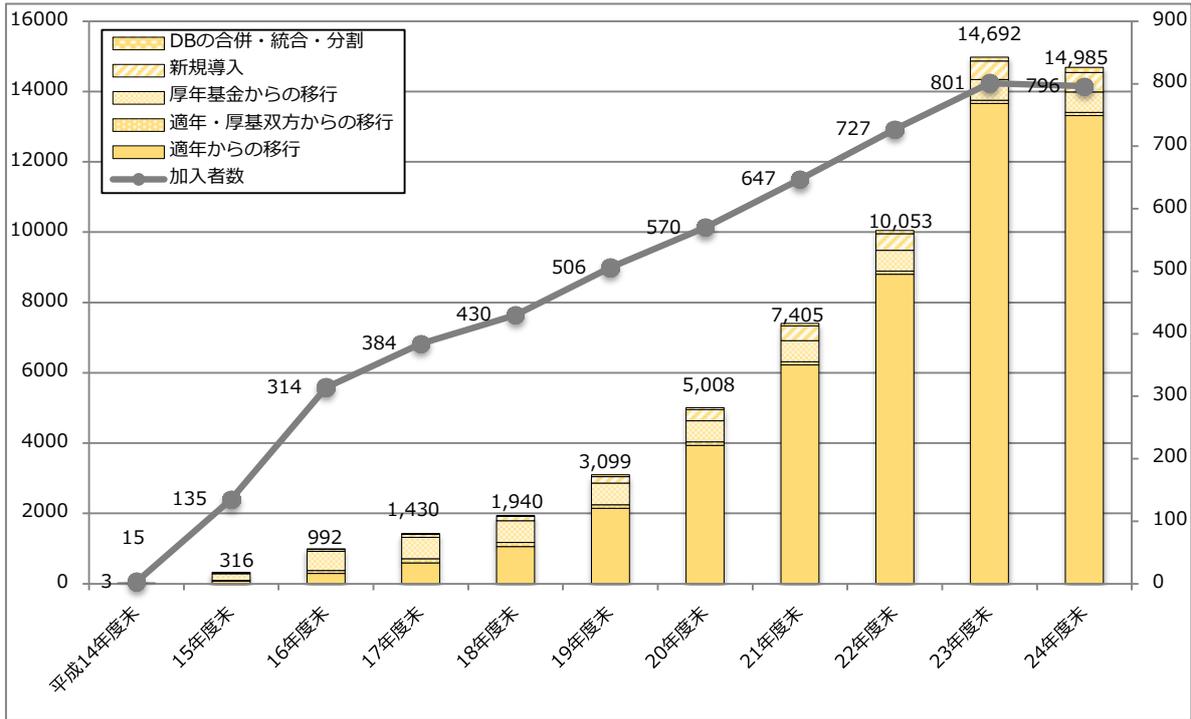
(注) 上記の受給者の年金総額とは、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）を合計したものである。また、年金額には一部支給停止されている金額を含む。また、共済組合の数値には、職域加算部分を含む。

## ○ 年金額（月額）の推移

	基礎年金	厚生年金（注）
平成 16 年度	66,208 円	233,299 円
平成 17 年度	66,208 円	233,299 円
平成 18 年度	66,008 円	232,591 円
平成 19 年度	66,008 円	232,591 円
平成 20 年度	66,008 円	232,591 円
平成 21 年度	66,008 円	232,591 円
平成 22 年度	66,008 円	232,591 円
平成 23 年度	65,741 円	231,648 円
平成 24 年度	65,541 円	230,940 円
平成 25 年 4 月～9 月	65,541 円	230,940 円
平成 25 年 9 月～	64,875 円	228,591 円

(注) 夫が平均的な収入（平均標準報酬月額36.0万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が受け取り始めるときの年金額（夫婦2人分の基礎年金と夫の厚生年金）。実際の年金額は年単位で計算され、2カ月に1度、前月・前々月分をまとめて支払う。

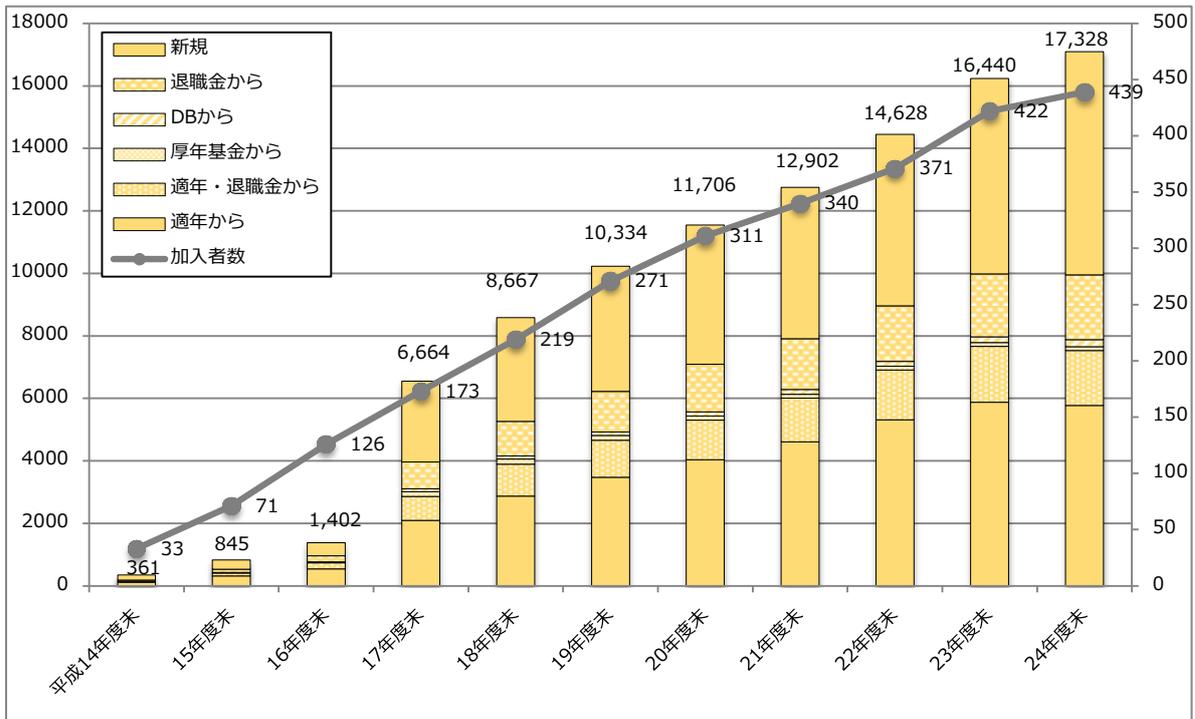
○ 確定給付企業年金制度 設立時の移行元の件数の推移



平成 25 年厚生労働省調べ

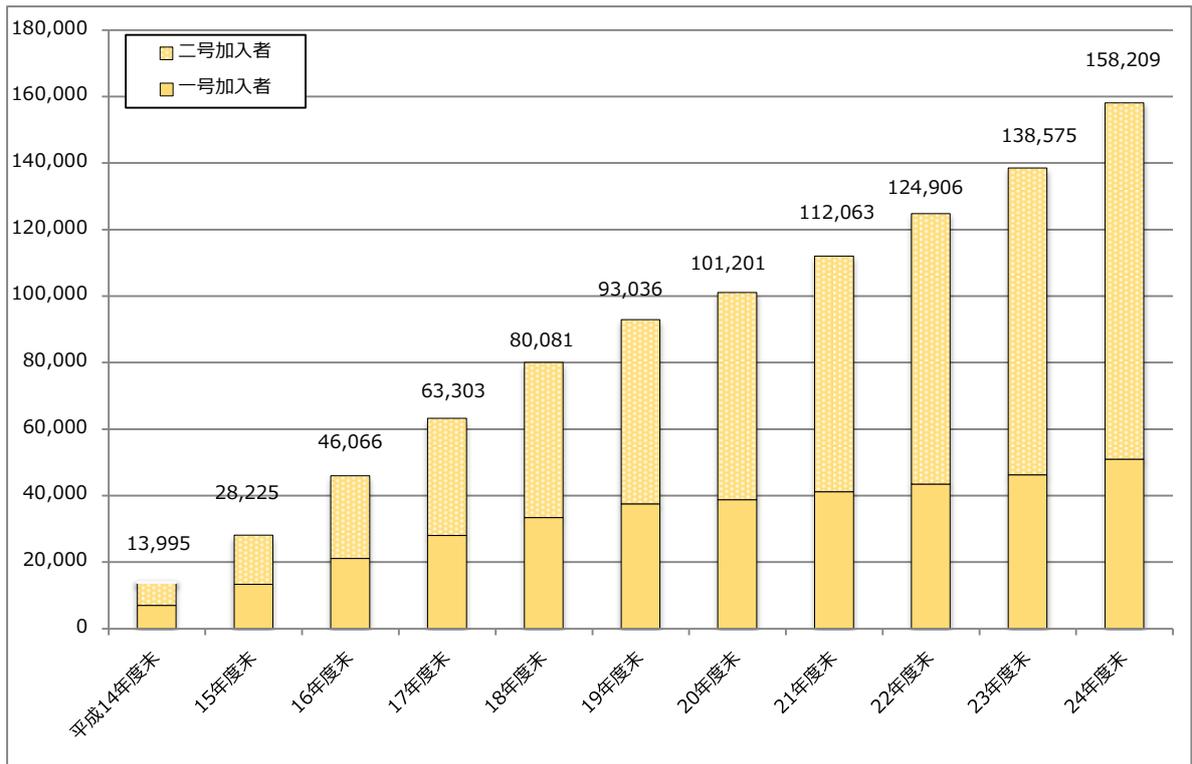
出所：生命保険協会・信託協会・JA 共済連「企業年金の受託概況」

○ 確定拠出年金（企業型）の推移 設立時の移行元別事業主数・加入者数



平成 25 年厚生労働省調べ

○ 確定拠出年金（個人型）の推移 加入者数



平成 25 年厚生労働省調べ

○ 年金積立金全体の運用状況

	年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の運用収益(①)					年金特別会計で管理する積立金の運用収益(預託金)(②)		年金積立金全体の運用収益			(参考)	
	収益率 (控除前)	累積損益	年金特別会計 への納付金	会計上の 累積損益	収益率	収益率	①+②		年金積立金全体の 年度末資産額		GPIF	
							収益率	累積損益	(注1)	(注6)		
平成13年度	-13,084	-1.80%	(注1)-29,976	平成4年度 133	-30,109	40,870	2.99%	27,787	1.94%	27,787	144.3兆円	38.6兆円
平成14年度	-30,608	-5.36%	-60,584	0	-60,717	32,968	2.75%	2,360	0.17%	30,146	141.5兆円	50.2兆円
平成15年度	44,306	8.40%	-16,278	0	-16,411	24,407	2.41%	68,714	4.90%	98,860	145.6兆円	70.3兆円
平成16年度	22,419	3.39%	6,141	0	6,008	17,169	2.06%	39,588	2.73%	138,448	148.0兆円	87.2兆円
平成17年度	86,811	9.88%	92,952	8,122	84,897	11,533	1.73%	98,344	6.83%	236,792	150.0兆円	102.9兆円
平成18年度	37,608	3.70%	(注2)130,562	19,611	102,897	8,061	1.61%	45,669	3.10%	282,461	149.1兆円	114.5兆円
平成19年度	-56,455	-4.59%	74,108	13,017	33,225	4,678	1.45%	-51,777	-3.53%	230,684	138.6兆円	119.9兆円
平成20年度	-94,015	-7.57%	-19,908	17,936	-78,727	839	0.57%	-93,176	-6.86%	137,508	123.8兆円	117.6兆円
平成21年度	91,500	7.91%	71,592	0	12,773	54	0.09%	91,554	7.54%	229,062	128.3兆円	122.8兆円
平成22年度	-3,281	-0.25%	68,311	2,503	6,989	19	0.03%	-3,263	-0.26%	225,799	121.9兆円	116.3兆円
平成23年度	25,843	2.32%	94,154	1,398	31,434	20	0.03%	25,863	2.17%	251,662	119.4兆円	113.6兆円
平成24年度	111,983	10.23%	206,137	6,291	137,126	17	0.03%	112,000	9.56%	363,662	126.0兆円	120.5兆円
合計	(注3)223,026 【206,137】	(注4)2.02%	—	69,011	—	140,636	(注5)1.31%	363,662	(注5)2.26%	—		

- ※ 平成13年度から平成22年度までのGPIFの運用収益、年金積立金全体の運用収益及び年金積立金全体の年度末資産額には、承継資産の損益を含んでいる。
- ※ GPIFの年度末資産額には、財政融資資金からの借入金額が含まれている。
- ※ 四捨五入のため、合算した数値は一致しない場合がある。

- (注1) GPIFの平成13年度の累積損益は、旧事業団から承継した累積利差損益(-1兆7,025億円)を含み、平成4年度の年金特別会計への納付金(133億円)を加えた額である。
- (注2) GPIFの平成18年度の累積損益には、平成18年4月の管理運用法人の設立に際し、資産の評価替えに伴う評価増(3億円)を含んでいる。
- (注3) GPIFの平成13年度からの運用収益額の合計は22兆3,026億円であるが、これに旧事業団から承継した累積利差損益(-1兆7,025億円(平成12年度末))を減じ、平成4年度の年金特別会計への納付金(133億円)を加え、平成18年4月のGPIFの設立に際し資産の評価替えに伴う評価増(3億円)を加味したものが、旧事業団、旧基金及びGPIFの運用収益の合計【20兆6,137億円】である。
- (注4) 年金積立金全体の年度末資産額は、年金特別会計で管理する積立金とGPIFで管理する資産の合計額である。

○ 年金制度の国際比較

(平成26年1月作成)

	制度体系	強制加入対象者	保険料率 (2013年末)	支給開始年齢 (2013年末)	年金受給のために必要とされる加入期間	国庫負担
日本	<p>2階建て</p> <p>厚生年金保険 国民年金 共済年金 全居住者</p>	全居住者	(一般被用者) 厚生年金保険：17.120% (2013.9～、労使折半)  (第1号被保険者) 国民年金：150,40円/月 (2013.4～、定額)	基礎年金：65歳 厚生年金 男性：61歳 女性：60歳 ※男性は2025年度までに、女性は2030年度までに65歳に引き上げ	25年 (2015年10月に、25年から10年に短縮される予定)	基礎年金給付費の2分の1
アメリカ	<p>1階建て</p> <p>(適用対象外) 無業者 被用者及び自営業者 高齢・遺族・障害保</p>	被用者及び自営業者	12.4% 本人：6.2% 事業主：6.2%	66歳 ※2027年までに67歳に引き上げ	40加入四半期 (10年相当)	原則なし ※2011・12年は、一時的な特別措置として保険料率が2%引き下げられたため、不足分を補うために国庫負担が行われた。
英国	<p>2階建て</p> <p>(適用対象外) 無業者 被用者及び自営業者 国家第二年金 基礎年金 職域年金</p>	被用者及び自営業者	(一般被用者) 25.8% 本人：12.0% 事業主：13.8% ※保険料は労災、雇用保険等の財源にも利用	男性：65歳 女性：61歳11カ月 ※女性について2018年までに65歳に引き上げられた後、男女ともに2020年までに66歳に引き上げ。2034年から2046年にかけて男女ともに66歳から68歳に引き上げ。	なし	原則なし
ドイツ	<p>1階建て</p> <p>(適用対象外) 無業者・自営業者 被用者及び一部自営業者 一部自営業者年金 一般年金保険 鉱山労働者年金保</p>	民間被用者及び一部の職業に従事する自営業者(弁護士、医師等)	(一般被用者) 18.9% (労使折半)	65歳2カ月 ※2029年までに67歳に引き上げ	5年	給付費の27.8% (2012年)
フランス	<p>1階建て</p> <p>(適用対象外) 無業者 自営業 被用者 職域毎の自治制度 一般制度 特別制度</p>	被用者及び自営業者	(一般被用者) 16.85% 本人：6.85% 事業主：10.0%	61歳2カ月 ※2017年までに62歳に引き上げ	なし	約31.4% (一般税、一般社会拠出金(CSG)等より) (2012年)
スウェーデン	<p>1階建て</p> <p>無業者等 被用者及び自営業者 保証年金 所得比例年金</p>	被用者及び自営業者	17.21% 本人：7.0% 事業主：10.21% ※その他に遺族年金の保険料1.17%が事業主にかかる(老齢年金とは別制度)	61歳以降選択 (ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)	なし (保証年金については最低3年の居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要)	保証年金部分

資料出所

- ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe,2012 / The Americas,2011
- ・ Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union
- ・ 先進諸国の社会保障 ①イギリス ④ドイツ ⑤スウェーデン ⑥フランス ⑦アメリカ (東京大学出版会)
- ・ 各国政府の発表資料 ほか

## お問い合わせ先

厚生労働省（代表）03-5253-1111			
章	節	担当課	内線
1. 保険料を納める	1～4	年金局 年金課	3336
2. 年金を受け取る	1～5	年金局 年金課	3336
3. 外国で生活する	1	年金局 国際年金課	3317
	2	年金局 年金課	3336
4. 企業年金などに加入する	1～3	年金局 企業年金国民年金基金課	3329
5. 公的年金の財政	1	年金局 数理課/年金課	3363/3336
	2	年金局 総務課（資金運用担当）	3360
・内容全般 ・担当課がわからないとき		年金局 総務課	3316

※ 公的年金に係る一連の運營業務（適用・徴収・記録管理・相談・決定・給付など）は日本年金機構が実施しています。これらに関するお問い合わせは「ねんきんダイヤル」（0570-05-1165）またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。